

令和 7 年舟形町議会
第 2 回定例会会議録

舟形町議会

令和7年第2回舟形町議会定例会会議録

招集年月日 令和7年5月28日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 6月11日 午前10時

応招議員(10名)

1番 伊藤 廣 好

6番 奥 山 謙 三

2番 叶 内 昌 樹

7番 佐 藤 広 幸

3番 荒 澤 広 光

8番 八 畝 太

4番 伊 藤 欽 一

9番 石 山 和 春

5番 小 国 浩 文

10番 斎 藤 好 彦

不応招議員(なし)

令和 7 年 6 月 11 日（水曜日）

第 2 回舟形町議会定例会会議録

（第 1 日目）

令和7年舟形町議会第2回定例会第1日目

令和7年6月11日（水）

出席議員（10名）

1番 伊藤 廣 好	6番 奥 山 謙 三
2番 叶 内 昌 樹	7番 佐 藤 広 幸
3番 荒 澤 広 光	8番 八 畝 太
4番 伊 藤 欽 一	9番 石 山 和 春
5番 小 国 浩 文	10番 斎 藤 好 彦

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	地域整備課長 伊 藤 秀 樹
副 町 長 伊 藤 幸 一	地域強靱化対策室長 伊 藤 英 一
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長 鍛 冶 紀 邦	会 計 管 理 者 相 馬 広 志
デジタルファースト推進室長 佐 藤 仁	農業委員会委員長 叶 内 栄 一
まちづくり課長 曾根田 健	総務課財政係長 仲 野 健 太
ふるさと応援推進室長 野 尻 誠	教 育 長 浅 井 純
住 民 税 務 課 長 豊 岡 将 志	教 育 課 長 森 英 利
健 康 福 祉 課 長 沼 澤 一 征	代 表 監 査 委 員 齊 藤 徹
農 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長 斎 藤 雅 博	監 査 事 務 局 長 大 場 健 一
新規就農・女性活躍支援室長 岡 崎 千恵子	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 大 場 健 一	事 務 補 助 員 大 場 正 江
---------------------	-------------------

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告

日程第4 議員派遣の報告

日程第5 町長挨拶並びに行政報告

日程第6 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから令和7年第2回定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名をいたします。1番伊藤廣好議員、5番小国浩文議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定について議題といたします。

会期の発言は、八畝議会運営委員長よりお願いをいたします。

8番 それでは私から、去る令和7年6月4日に開催されました議会運営委員会において、令和7年第2回定例会の会期について協議いたしましたので、報告いたします。

令和7年第2回舟形町議会定例会の会期は、本日6月11日より13日までの3日間とすることに決定しましたので、ご報告いたします。

議長 お諮りいたします。本定例会の会期は、八畝議会運営委員長報告のとおり、6月11日から13日までの3日間と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から13日までの3日間とすることに決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

議長 日程第3 諸般の報告につきましては、議案書掲載のとおりでございます。朗読は省略いたします。

日程第4 議員派遣の報告

議長 日程第4 議員派遣の報告につきましては、議案書掲載のとおりでございます。朗読は省略いたします。

日程第5 町長挨拶並びに行政報告

議長 日程第5 町長挨拶並びに行政報告をお受けいたします。森町長。

町長 おはようございます。

本日は、令和7年第2回舟形町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の中、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

毎年、新米の食味コンテスト（正式には米・食味分析鑑定コンクール国際大会）が開催されて、各銘柄や産地、生産者が、お米のおいしさを競っております。昨年は、18の生産者が金賞を受賞し、受賞した品種を見ますと、「ゆうだい21」と「コシヒカリ」が多いようであります。いずれにしても、生産者はおいしいお米を食べてもらおうと努力して米作りをしています。

一方、連日、平成5年の「平成の米騒動」のときのように、お米の話題が報道され、また、平成の米騒動を教訓にして、平成7年に備蓄米の制度がつくられておりますが、その備蓄米が注目されております。

信じられないことに、小泉大臣をはじめ、古古古米を食べて、新米と変わらずおいしいと言っている方の映像が流れます。幾ら低温で貯蔵しているといっても、令和3年米と令和6年米が違わないわけがないと思います。試食していないので、確定はできませんが、おいしさの違いはあるはずであると思います。

消費者の方々がふだん食べているのと変わらないというのであれば、ふだん食べている米が古古古米に近いお米ということになるのではないのでしょうか。産地、品種、産年が同じものを「単一原料米」といい、それ以外を「複数原料米」というのだそうですが、その消費割合は調べても分かりませんでした。ふだん食べている米が古古古米と変わらないというのであれば、販売されているお米の相当数が複数原料米となるのではないのでしょうか。

J Aや全農をはじめ米穀卸売業者や町のお米屋さんまで、やはり古古古米と違うと分かる消費者を増やしていかなければならないのではないのでしょうか。でなければ、毎年新米の食味コンテストを開催する意味がなくなってしまうと思います。

先週、東北農政局平山地方参事官と平査定官が来庁して、昨年の農林災害の復旧状況並びに査定等の課題について意見交換をいたしました。舟形町の復旧状況を説明したほか、災害発生時の対応に感謝を申し上げるとともに、さらなる査定事務の簡素化や、早期に復旧工事に着手できる制度の構築などを要望いたしました。平山参事官からは、舟形町は大変復旧が進んでおり、今後も農家が安心して農業経営を維持できるように努めてくださいと称賛されました。災害復旧に関しては、職員の皆さんの努力のたまものであり、改めて感謝とお礼を申し上げます。

次に、3月定例町議会以降の主な行事について行政報告を申し上げます。

（1）舟形町交流施設オープニング式典及び東北農林専門職大学アパート内覧会について。

3月18日火曜日、東北農林専門職大学総合プロジェクトの一環として、空き家をリノベーション

ョンした舟形町交流施設のオープニング式典が、舟形本町地区町内会長、町議会議員、大学生代表など約50名の関係者の出席により開催されました。式典では、大学生が命名した施設の愛称「ふなぽん」も披露されました。この愛称にある「ぽん」には、フランス語の「橋」や「橋渡し」といった意味があり、この施設が地域に新しい交流や活動を生み出す場所となることへの期待が込められています。

式典終了後には、式典参加者や地域の方々による学生向けアパート2号棟の内覧会も行われました。令和7年度には3号棟、8年度には4号棟の整備を進めていく予定となっております。

(2) 地域おこし協力隊及び集落支援員辞令交付式について。

4月1日火曜日、今年度より舟形町地域おこし協力隊として着任しました悪原蒼太隊員と、新たに配置された舟形地区集落支援員3名及び学生支援集落支援員3名の辞令交付式が、町長室で行われました。

悪原隊員は、山形市出身で東北農林専門職大学附属農林大学校在学中に、最上伝承野菜に興味を持ったことがきっかけで、舟形町で農業に携わりたいとの希望で採用されました。町内で農業技術を学びながら就農を目指していく予定であります。

舟形地区集落支援員は、舟形地区の地域運営組織の設立と運営に携わる活動を行い、学生支援の集落支援員は、大学生が安心して学業や課外活動に取り組めるよう生活相談など様々な面でサポートを行います。

今後は、それぞれの視点で町民の皆さんと関わりながら活動を進めていくこととなっております。

(3) ほほえみ保育園入園式、舟形小学校・中学校入学式について。

4月5日土曜日に、新入児の年少児18名と年中児1名が出席し、ほほえみ保育園の入園式が行われました。新入児たちは、緊張しながらも、名前を呼ばれると、元気いっぱいお返事をしておりました。また、今年度の新規事業である、通園かばん支給事業として、新入児一人一人に通園かばんを手渡しいたしました。

このほか、4月8日火曜日には、舟形小学校へ19名の児童が、舟形中学校へ31名の生徒が、保護者に見守られながら出席し、入学式が行われました。

(4) やまがた新電力との脱炭素に向けた取組に関する連携協定締結式について。

4月16日水曜日、舟形町と株式会社やまがた新電力との連携協定締結式を行い、やまがた新電力の清野伸昭代表取締役と協定書に署名をいたしました。この協定は、再生可能エネルギーの導入を促進し、脱炭素に向けた取組の推進を目的とするものであります。やまがた新電力は、山形県と地方銀行3行、民間企業18社の出資により設立された法人ですが、市町村と連携協定をするのは今回が初めてとなります。

町では、令和5年2月にゼロカーボンシティ宣言を行い、脱炭素化を推進しております。今後は、再生可能エネルギーの導入・供給・利用拡大や、地域資源の有効活用をするなどの連携を進めてまいります。また、脱炭素に関する情報交換会や子供たちを対象にした環境教育の実施なども検討してまいります。

(5) 第1回まちづくり審議会について。

5月9日金曜日、令和7年度第1回舟形町まちづくり審議会を開催いたしました。今年度は、任期2年の初めの年度となることから、まちづくり審議委員10名に委嘱状を手渡しいたしました。

まちづくり審議会は、町民と町が協力して進める協働のまちづくりにおいて、情報の共有と、町民の行政参画を狙いとして、町民の声を生かした政策推進を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、平成17年に設置した諮問機関で、今回で第11期となります。

昨年度は、第7次舟形町総合発展計画の後期短期アクションプランの策定に尽力いただきました。今年度は、その後期短期アクションプランの重点プロジェクトの一つである「デジタルファーストプロジェクト」のうち、「デジタルを活用した地域課題解決への取組の推進について」を諮問しております。会長の沼沢龍さん、会長代理の大場美登里さんを中心に、調査審議していただき、建議をいただく予定であります。

以上5件について行政報告を申し上げます。

さて、本定例会に提案します案件は、承認案件について5件、報告案件について3件、一般会計補正予算について1件、条例の一部改正について4件、請負契約の締結について1件、財産の取得について3件、人事案件について1件、以上18件についてご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。

なお、3月定例町議会以降の主要事業につきましては、次に記載のとおりでありますので、説明は省略させていただき、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

日程第6 一般質問

議長 日程第6 一般質問をお受けいたします。順次発言を許可いたします。3番荒澤広光議員。

3番 おはようございます。

それでは、事前の通告書に従いまして、交通安全対策と高齢運転者への助成をと題して、一般質問を行います。

舟形町では、「くらし・生命を守るまち」を基本目標の5として、短期アクションプランを計画しております。具体的な施策として、交通安全意識の高揚と安全対策、交通危険箇所の

把握に努め、交通事故発生防止、交通標識やカーブミラーなどの交通安全施設の充実を図りますと掲げていますが、具体的な取組内容について質問をいたします。

まず、①町で把握している特に危険な交通箇所とは、どの場所を想定しているのか、お聞きいたします。

②町管理の道路の規制標識（一時停止）や、指示標示（止まれ）など、最低限必要な標示を重要視する必要があるのではないかと思います。

③交通安全施設の整備とは、どのような取組なのか、お尋ねいたします。

④全国に先駆けてスタートした高齢者安全運転支援事業費補助事業の現在までの交付実績をお聞きいたします。

次に、70歳以上の高齢運転者が、運転免許証を更新しようとするときに、有効期限満了日の6か月以内に、指定自動車教習所で、高齢者講習を受けなければなりません。そのほか、75歳以上になる方は、同じく6か月以内に認知機能検査、一定の違反歴のある方は、運転技能検査も受検し、合格しなければ免許証を更新することはできません。

講習を受講する費用も、70歳から74歳の方は約8,000円、75歳以上の方は約1万円と高額になっているのが現状です。

町として他町村に先駆けて、高齢運転免許証更新時の助成を検討してはどうでしょうか。高齢ドライバーの交通事故が報道されておりますが、当町では車は必要不可欠です。

様々な物価高騰が続いておりますが、安全で安心して車を運転できる環境整備が必要だと感じております。町民の皆さんが事故を起こさない、事故に遭わないよう、ハード、ソフトの両面での支援が必要だと思います。町の考えをお伺いいたします。

町長 それでは、3番荒澤広光議員の「交通安全対策と高齢運転者への助成を」についての質問にお答えいたします。

舟形町では、第7次舟形町総合発展計画の基本目標5、防災安全において「くらし・生命を守るまち」を大きな柱とした後期短期アクションプランを策定し、地域の安全を確保するため、様々な施策を展開し、全ての町民が安心して暮らせるまちづくりを推進しております。

初めに、1点目の交通事故危険箇所については、新庄警察署より情報提供していただき、把握に努め、警察や交通安全協会舟形支部、舟形町交通安全母の会などと連携し、交通事故発生防止に取り組んでおります。

さらには、県と町、警察署合同の通学路安全点検を毎年実施し、横断歩道の引き直しや道路標識の設置を関係機関に要望しております。

特に、舟形中学校前や舟形郵便局前のように、信号のない交差点や横断歩道には危険が潜んでおりますので、交通安全対策を強く要望しております。

また、近年、ほほえみ保育園、福祉避難所として、舟形小学校付近の人口や交通量が増加し

ていることから、交通安全団体と連携して、交通安全看板の設置や啓発活動、街頭指導などを実施し、交通事故防止と交通マナーの向上に努めております。

2点目として、国土交通省が定めている道路標識は、交通の安全と円滑な運行を確保するために、それぞれの道路管理者が設置している標識で、案内標識、警戒標識、規制標識、指示標識があります。

ほかにも、横断歩道や停止線の指示標示は、歩行者を守り、車両同士の事故を防ぐために有効かつ重要であると考えております。

町管理道路においても、指示標示の薄くなっている箇所の引き直しを毎年実施し、併せて注意喚起の文字も標示するなど、交通安全施設の整備を行っております。

今後とも、関係団体との意見交換や現地調査を踏まえて、安全・安心な交通環境整備に努めてまいります。

3点目の交通安全施設の整備として、町では、カーブミラーの新設及び修繕を毎年三、四基ずつ実施しており、町内会などの要望に応じて、令和5年度には、東北中央自動車道の舟形インター付近に1基、令和6年度には、町道経壇原裏の山舟形線のほなみ付近に1基を新設するなど、道路利用者の安全確保に努めております。

4点目の平成30年度から実施した「高齢者安全運転支援事業」は、町民の皆様より大変好評をいただき、昨年度までの7年間で157名が利用しております。この事業の効果もあってか、町内で発生した高齢者の人身事故件数は年々減少傾向にあるようです。

次に、舟形町の運転免許保有者数は、令和6年12月現在で3,301名おり、そのうち70歳以上は904名、75歳以上は457名おります。町では、交通ルールの再確認や、加齢に伴う身体機能の変化を高齢者の皆様に理解していただくため、交通安全教室を昨年度は26回開催するなど、様々な交通事故防止対策に取り組んでおります。

今後、高齢のため免許証の返納を考えている方が、助成制度があることで、免許証の更新を選択するのは、本人や家族の本来の意向とは違う選択になってしまう可能性もありますので、高齢者に対する講習手数料等の助成は今のところ考えておりませんが、これからも高齢者の方や家族の方が安心して暮らせるよう、様々な支援を検討するとともに、全ての町民の「くらし・生命を守る」ため、交通安全意識の高揚と交通安全対策に万全を期してまいりたいと考えております。

3番 答弁ありがとうございました。

まず、何点か確認を少ししたいと思います。

確認に入る前ですけれども、答弁書の中の3ページ目です。ちょっと数字の確認をさせていただきたいと思います。

舟形町の運転免許保有者数、令和6年12月末現在の数字がここに書かれております。運転免

許証を持っている方が3,301名、そのうち70歳以上は904名、75歳以上は457名というふうな数字が書かれております。

これをちょっとばらしてみますと70歳以下ですか、70歳以下の方が2,397名というふうな数字になると思います。70歳以上が904名で75歳以上は457名と書かれておりますけれども、これは904名の75歳以上の457名というのが内数なのか、1点確認をお願いしたいところです。

町長 その件については、住民税務課長より答弁をさせていただきたいと思います。

住民税務課長 ただいまの令和6年12月末現在の保有者数は、議員さんおっしゃるとおり70歳以上が904名で、うち75歳以上が457名となっております。以上です。

3番 分かりました。

そうすると、トータルで3,301名で、70歳から74歳までが447名、75歳以上が457名で、70歳以上が904名というふうな数字になると思います。

私の添付資料の資料2をちょっと見ていただきたいと思います。

これは、令和元年からの65歳以上の高齢者の数、あるいは70歳以上の高齢者の数です。それで、右側の棒グラフですけれども、オレンジ色のところが75歳以上の高齢者の数になります。あくまでも高齢者の人数です。これは、町の人口の人口割にした比率になります。

令和7年のところ、棒グラフを見ていただくと、これは令和7年1月1日現在の数字になりますので、今の令和6年12月末現在の数字とほぼほぼ近いのかなと思います。これからしますと、令和7年1月現在で70歳以上の高齢者、高齢化率が33.69%になっております。うち75歳以上が11%となっております。

この棒グラフの中には数字はないんですけれども、今答弁あった70歳以上の方が904名というふうな数字になりますので、全町民の19.4%が70歳以上で、運転免許証を保有している方の数字が19.4ということで、ちょっと皆さん把握していただければなと思います。

引き続き1点目の質問に入りますけれども、先ほどの答弁の中で、新庄警察署より情報を入手していただき、町内の危険箇所ですか、それを把握しているというふうな答弁がありましたけれども、今年度の情報は既に入手されているのか、お聞きしたいと思います。

町長 その件につきましても、住民税務課長より答弁をさせていただきたいと思います。

住民税務課長 ご質問いただきました新庄警察署より情報提供をいただいている危険箇所の把握についてでございますけれども、例えば年度の初めに、ここは危険ですという情報を年度ごとにいただくのではなくて、その都度というイメージでお願いしたいなと思います。

町で想定しているものではなく、そういった様々な情報を受けながら町では把握をして、それに対策を努めるということになりますけれども、例えば、スピードを出す車が多い場所であったり、見通しの悪い丁字路などで事故が発生している場所などは、多いところもあるんですけれども、新たにそういった場所があるというような情報をいただければ、それに合わせ

て、地域住民の方より寄せられる情報もございますので、そういったものの情報を基に交通安全協会舟形支部などとお話をしながら、ここは危ないねと、ではこういうところに立哨しようとか、こういうところに看板を立てようとか、そういう対応を常に行っているところでございます。以上です。

3番 新庄警察署のほうからは、その都度情報をいただくというふうな答弁のようでしたが、私としてはですけども、過去に町内で事故の発生した箇所、大小かかわらずですけども、そこが危険な箇所かなと思っております。プロの警察官の見る目の危険箇所と、私たち一般住民が常日頃通っている箇所でも、大変危険箇所はあると私は思っております。

そういうふうなところからしてですけども、町内で以前に事故が起きた場所ですけども、それはどの場所なのかというふうな、例えばマップのようなものは、町として作っているのか、その辺についてもお聞きしたいと思います。

町長 その点については、警察のほうから各市町村で発生した事故件数と、その事故の場所等について連絡がございますので、マップ上に記載はしていなくても、場所の把握はしているものというふうに思っております。

3番 町の担当者、役場の中でそういうふうな場所は共有しているというふうなことだと思いますけれども、やはりこういうふうな場所も、一般の住民の方にもぜひ知っておいてもらう必要があるのではないかと思います。

私ですけども、昨日ちょっと県のこういうふうな交通事故の危険マップはないのかなと思って、ちらっとパソコンを見てみたんですけども、最上管内エリア、国交省の山形河川国道事務所の交通対策課で発行している事故危険区間マップというふうなものがありました。最上管内ではあったんですけども、舟形管内、舟形町の中では1か所だけ載っております。

これは、私ちょっと今はつきり場所を認識していないんですけども、舟形町字元屋敷から向屋というんですかね。というふうなところがホームページ上に書かれてありましたが、具体的にこの場所はどこなのか、把握していれば教えていただきたいと思います。

町長 元屋敷というのが、13号のトンネルを越えてきたところから、向屋というのが橋を渡っていった国道なので13号線というふうなところで、その部分が向屋と言われるところでございますので、その区間が比較的危ないところ、先ほど答弁でも申し上げましたが、トンネルを越えてファミリーマートから横断歩道、さらには郵便局の前とか、13号と駅前の交差点、さらには旧47号の県道の部分とか、そういったところでの交差点等があるので、山形河川国道事務所では危険区域としているというふうなことだと思います。

3番 場所の認識、分かりました。

あと、これも添付資料ですけども、資料1です。資料1の中に、各町内の危険と思われる、

私がですけれども、私が危険と思われる箇所をちょっと添付してみました。左の上、一番上です。これは福寿野岡矢場線ということで、2年ほど前からこの道路を整備しておりまして、これが本来のあるべき交差点の姿なのかなと思って、左の一番上に写真を貼り付けたところ
です。

次に、2段目の写真です。これは舟形沖の原線で、多分今年の春先だと思うんですけれども、アスファルト路面の損傷によって修理した場所だと思われます。この場所に関しましては、先日の議会報告会で、沖の原地区の参加者から、ここは道路、アスファルト路面を修理してもらったんだけど、これで工事は終わりなのかなというふうな問合せがあった場所です。これについての状況ですけれども、1点、この先どうするのか、お尋ねしたいと思います。

町長 その点については、伊藤強靱化対策室長のほうに答弁をさせていただきたいと思います。

地域強靱化対策室長 ただいまの件につきましては、4月から5月ぐらいにかけまして、アスファルトの舗装を補修する計画を立てておりまして、そちらが終わった後で区画線、5月から6月の間にそちらのほうを調査しまして、大体6月の頭から中旬にかけて、そこを直したり
というか、描き直したりしている計画で、今現在進んでおります。

今回につきましては、5月の下旬に、そのところはもう調査済みでありまして、恐らく描かれてあると思います。以上です。

3番 順を追ってアスファルトの補修、そしてラインを引くというふうな流れだと思いますが、やはり私たちからすれば、アスファルトの補修も白線も、セットでできるのかなというふうな、普通といたしますか、思っているはずだと思いますので、その辺、やはりいつ頃まで完璧に復元するというふうなところで、計画を立ててぜひ補修を行っていただきたいと思います。

次に、同じ資料の3段目の写真になります。3段目の左側の写真、これは紫山内山線ということで、若あゆ温泉から国道13号線、まんさくの近くの国道の入り口といたしますか、出口といたしますか、その場所です。

あと、反対の右側ですけれども、これは若あゆ温泉から出て、県民ゴルフ場のところの十字路です。ここは、町内の方はもちろんですけれども、町外の方の温泉利用者さんが多く通る場所で、私としては、ここは危険な場所ではないかなと認識しておりますので、ぜひこの辺も、町内の方はもとよりですけれども、町外から来るお客様の目線、それで道路のほうも、しっかりきれいに、お客様を迎えるというふうなところが大変重要なかなと思いますので、その辺の、ここは今後引いていただけるとは思いますけれども、こういうふうなラインの引き方とか、その辺はどのぐらいの周期でやっているのか、どのぐらいの周期でやることになっているのか、決まり事等々はあるのかを含めて教えていただきたいと思います。

町長 修繕なり、そういったことについての決まり事というふうなものはございませんので、随時そういうことがあった場合は、修繕するという形になるかと思います。ただ、先ほどあつ

た春先のパッチングと言われるような、局所的な舗装の修繕等については、舗装面の傷みというふうなところで、通行車両とか、自転車等、歩行者等が事故に遭わないようにというふうなことで、早急にパッチングをするというふうなことであります。

そのほかの例えばラインとか、止まれとかという標識等については、町としては、まとめて発注したほうが安価であるというふうなところと、業者さんの春先の繁忙というふうなところも含めて考えると、まとめて出していただきたいという要望もございます。

そういったところから考えていくと、パッチング等について正規な形でお願いをするというのは難しいんですが、併せてスプレー等のようなもので、簡便にまずは、止まれというふうなものを復旧するというふうな方法もあるでしょうから、ちょっと見た目は悪いかもしれませんが、しっかりと発注して、業者さんに発注してライン等の一斉的な修繕をするというふうなところまでの間は、そのような対応も可能だというふうに思いますので、まずはそういったところをしっかりとやっていきたいというふうに思います。

3番 ぜひお願いしたいと思いますが、今の3つ目の写真、道路の路面に止まれの標識、停止線がないんですけれども、その上にあるのか、あったのか、どうなのか分かりませんが、止まれの標識、標示ですか、三角の標示もありません。

例えばですけれども、ここで私が一時停止しなくて、警察から止められたら、停止線がないもんという方が出てくると思われますので、やはり最低こういうふうなところは、しっかり暫定でもいいですので、止まれの場所なんだよというふうなところが分かるように、ぜひしていただきたいと思います。

センターラインに関しましても、町では高齢者安全運転支援事業ということで、過去7年間で157名の方が利用しているようですので、その辺もぜひその車を生かすためにも、センターライン等々も、時間はかかると思いますけれども、整備をしていただきたいと思います。

次に、70歳以上の高齢者講習についてお聞きしたいと思います。

町長の答弁では、今のところ、やはり免許返納とか、家族の方で、もう運転やめたらいいんでないかという家も当然あるかと思えます。やはりそれを判断するのは、最終的に指定自動車教習所で判断するというふうなところもあるかと思えます。

例えばですけれども、私ですけれども、まだ60代ですので、免許の更新手数料、今年1月してきたんですけれども、2,850円で終わります。あとは安全協会費が個人の判断になりますけれども、最低で2,850円で終わります。

優良運転者、30分で受講料500円ということで3,350円ですか。60歳代の方までは済むんですけれども、70歳を超えると8,000円、75歳以上の方は1万円プラス免許更新の手数料2,850円が追加されるというふうなところで、年金暮らしの方は大変なんだよなというふうな声も、ちょっと何名かから声をいただきましたが、この8,000円とか1万円というのは、最上管内で

3つの自動車学校さんがあるらしいんですけども、昨年から警察署から、民間の教習所に委託されたそうです。

高齢者講習なもんで、最上管内では8,000円と1万円で、3校で協定を結んでいるというふうなところでした。なので、最上管内はこういうふうな値段が決まっているようですけれども、それぞれの教習所で値段が自由に決められるというふうな制度に、昨年度から変わっているようです。

なもんで、ぜひですけども、この辺、最終的に判断するのは指定自動車教習所ですので、町としてその辺、もう一回ですけども、何とか再考できないものかなというふうなところで、再度お聞きしたいと思います。

町長 やはり8,000円なり1万円の負担をしてでも、免許を更新するという覚悟を持ってというふうなところが一番大事かなというふうに思います。その分がかからないので、受けたら通ってしまったというふうなことでは、やはり問題があるかもしれませんので、町としましては、サポカーに補助金は出すというふうな考え方はありますけれども、やはり県全体の流れとしては、免許返納のほうに行っているという中で、サポカーの補助金自体も、それに逆行するものというふうなところの指摘もあるところではございます。

ただ、やはり公共交通機関の発達していない当町においては、安全にお年寄りの方も運転していただくためにということで補助を出しております。

一方で、先ほど言ったとおり、免許の更新というものについては、やはり原則自分の判断、家族の判断の中で、1万円なり8,000円というものが高いなというふうに感じた場合については、やはりその時点でやめるべきではないのかなというふうな思いもございますので、検討はいたしますが、取りあえず今のところ再考するというふうなところは難しいものというふうに考えております。

3番 分かりました。

あと、もう一つですけども、先ほどの答弁の中で、交通安全教室、昨年度は26回開催されているというふうな答弁がありました。この講習の内容ですけども、外部から講師の先生を呼んでお願いしているのか、講習の中身について簡単にお聞きしたいと思います。

町長 その件につきましては、住民税務課長より答弁をさせていただきたいと思います。

住民税務課長 講習の内容についてというご質問にお答えします。

26回全部画一的な講習ということではございませんで、所要時間も異なれば、内容も若干異なるという部分もございます。基本的には、高齢者の方が加齢になっても、身体機能の変化とか、それが行動に及ぼす影響を理解していただいて、納得して安全な交通行動を実践することができるようにということで、警察機関と連携して教育教材を活用した参加型であったり、体験型、実践型の交通安全教室というのが一番多くございます。

私の母親も来月で75ということで、免許更新するに当たり、費用の面というよりは、認知症の検査通っpegがやということが一番心配していたようです。そういった簡単な認知症検査で、こういうことがあるんだよというクイズ的なものを出したりという講習なんかも、最近は多く取り入れて、高齢者の方、また免許を持たない方でも安心して生活できるような交通ルールの教育であつたりという部分、そういった部分にも力を入れているところであります。以上です。

3番 分かりました。

今、26回講習会のお話ですけれども、26回開催されたというふうなところですが、講習へ参加した方は、ざっくりですけれども、何名ぐらいの町民の方が参加されたのか、把握していればお願いしたいと思います。

町長 その点につきましても、住民税務課長より答弁をさせていただきたいと思います。

住民税務課長 26回のうちの全体の参加者数ですけれども、大変申し訳ございませんけれども、現在数字は持ち合わせておりませんが、近年の交通安全教室においては100歳体操の際に、最初の15分、30分をいただいて、こういう交通安全の講習をするなど、工夫しているところもありまして、そういったことの講習を受けられる方の人数については、大分増えてきているのかなというふうに感じているところです。以上です。

3番 分かりました。

最後にですけれども、舟形町で多分全国初ですよね、7年前の高齢者安全運転支援事業がスタートしたと思います。これに関しましても、町に申請をわざわざすることなくですけれども、ディーラーのセールスさん、担当のセールスさんから、こういうふうな舟形町で支援があるけれども、使いませんかというふうな声かけがあつて、この数も伸びているかと思います。

この事業に関しましては、これも先日の議会報告会の中で、自分は知らなかったんですけれども、セールスさんから声をかけられて、そういうふうな支援事業を使ったよということで、大変よかったなということで、お褒めの言葉がありましたので、最後、お褒めの言葉があつたということで、私の一般質問を終了させていただきます。以上です。

議長 以上をもちまして、荒澤広光議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、1番伊藤廣好議員。

1番 通告しております2つの質問を行います。

1つ目ですけれども、アパート建築とランドリーの誘致を。

高齢化が進む中、シニア世代になると、除雪の負担や移動手段などの不安から、町なかでのアパート暮らしを希望するといったニーズが多くあります。特に、買物、通院、金融機関への交通手段としての公共交通など、利便性と安心して暮らせる住まいの確保がより重要にな

り、町中央にコンパクトシティ化が必要になるのではないかと考えます。

また、町営住宅2棟も老朽化しており、今後も町に住み続けるためにも、新たな住宅整備が必要と考えます。

次の2点について質問します。

①本町地区にシニア向けのアパート建築、または町営住宅の老朽化を見据え、シニアと中年向けを兼ねたアパート建築を行ってくれる民間企業の誘致を検討する考えはないか、お尋ねします。

②町内にはコインランドリーがないため、町民の皆さんは、新庄市内のコインランドリーを利用しております。暮らしの利便性確保のため、町内に設置してほしいとの声が多くあることから、今、町内にある商業施設の駐車場の一角に、コインランドリーの誘致を検討する考えはないか、お尋ねします。

2点目でありますけれども、危険空き家の早急な安全対策を。

町内には、今にも倒壊しそうな危険空き家が点在し、道路などに倒れてくるおそれから、地域住民は不安を感じながら日々生活している町内会が多くあります。

また、害虫や害獣の発生など、衛生面の課題もあります。今後ますます増加が予想され、住んでいる方々の安全・安心の確保が急務であり、早急な安全対策を講じるべきと考えます。今後は、毎年継続した空き家調査を行い、空き家管理を図る必要があるのではないかと考えます。

さらに、倒壊のおそれがある空き家については、状況に応じ、特定空家指定、勧告、命令等を経て、最終的には行政代執行を視野に対策を講じていくべき時期に来ていると考えるが、町の今後の方針をお尋ねします。

町長 それでは、1番伊藤廣好議員の「アパート建築とコインランドリーの誘致を」についての質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、本町地区にシニア向けのアパート建築、またはシニアと中年向けを兼ねる民間アパートの誘致についてですが、当町では、平成30年から「民間賃貸共同住宅等建築支援事業」により、民間アパートの誘致に努めております。この補助事業は、若者の移住定住を目的としており、入居の主な条件として、申込み時点において勤労者であり、かつ満45歳未満の方と設定しております。

また、高齢者の居住対策として、サービス付き高齢者向け住宅の検討も過去に行った経過があり、近隣自治体の民間施設に赴き、視察研修を行うなどの検討を行ってきましたが、当町における需要や入居等に係る料金など、総合的に判断した結果、民間事業者等の誘致には至りませんでした。

一方で、第7次舟形町総合発展計画後期短期アクションプランの基本目標1、福祉健康分野

の主な事業・取組については、「高齢者向け住宅の整備・拡充」を記載しております。現在国では、各種要件をクリアし、県に登録されたサービス付き高齢者向け住宅等の建設や、改修費に対して補助を行うサービス付き高齢者向け住宅整備事業を設けておりますので、今後の国・県の動向を注視してまいりたいと思います。

町営や民間を問わず、シニアと中年向けのアパートについては、入居対象者が除雪や交通手段に不安を持つのであれば、除雪や融雪に対する町の支援や、デマンド型乗合タクシーなどもあります。

当町では、コンパクトシティを推進してはならず、また持家の処分費のほかに、民間アパートであれば、その高額な家賃を考えると、入居に対する需要は低いと感じるとともに、民間アパートの建築については、民間事業者の経営判断によるものと考えます。

そのようなことから、現時点において、シニア向けアパートを町で整備する考えはなく、また、シニアと中年向けの民間アパートの誘致についても、これまで民間事業者から要望や相談がないことを踏まえ、誘致の考えはありません。

次に、2点目の町内商業施設の駐車場の一角に、コインランドリーを誘致することについてですが、現在、町内には当該営業施設がなく、これまでも東北農林専門職大学の学生や教員、また、母親委員会との意見交換会において、町内へのコインランドリーの必要性についてご意見やご要望をいただいております、その需要の高さを改めて感じております。

現在、企業等に対し、誘致活動を行っておりますが、町内商業施設への一角に誘致するという考え方ではありません。

次に、「危険空き家の早急な安全対策を」についてのご質問にお答えします。

令和7年3月末現在、町が把握している空き家は97件で、うち「倒壊や建築材の飛散など、危険が切迫しており、緊急度が極めて高い」空き家は23件であります。中でも、著しく保安上の危険があり、町内会から町の対応を要望されているものが2件あります。

ご質問の「毎年継続した空き家調査の実施と空き家管理を図る必要」についてですが、空き家は住んでいる家と比べ、早く朽ちる傾向にあります。1年で大きな変化が生じることはほとんどなく、また危険な変化があった場合は、町内会等から情報提供があり、町でも随時状況を更新しますので、全体的な調査としては3年ごとでよいかと思います。

また、空き家は私有財産であり、町が空き家を管理することはできませんので、空き家の所有者に対して、適正管理をお願いしているところであります。「倒壊のおそれがある空き家に対する今後の方針」については、現在、町内会から要望されている2件について、行政代執行、略式代執行が可能か検討しているところであり、可能であれば手続等を進める考えであります。

なお、私有財産である空き家に対する措置については、行政が関与すべき事案かどうか、そ

の規制手段について、必要性及び合理性があるかどうかを、空き家の状態や周辺への悪影響を勘案し、判断することが重要であり、倒壊のおそれがあるという理由だけで措置することはありません。

1 番 答弁ありがとうございます。

私も住民代表の一人として、町民から要望等を受けてこの質問の場に立っているわけですが、ただいまの答弁は、舟形町のこれまで礎をつくってくれた高齢者への思いや、危険な空き家の隣接で暮らしている町民の思いに沿った答弁ではないというふうに感じますし、もっとスピード感を持った答弁をしてほしかったなというふうに思います。もっと寄り添った答弁、そういうものを期待しておりましたが、残念ながらそういう答弁ではありませんでした。

さて、高齢者は車の運転等ができなくなった場合、今、商店も少なくなっておりますけれども、買物にも行けなくなったら、今の生活をどうするんだというような不安がありまして、施設に入所というようなことになれば施設入所と、その前の段階でのある程度自分でできる段階での暮らし、そういうものについて、どうするかというのは大変心配しております。

そういう中で、町長からは、やっぱりそういう光景を思い浮かべながら、高齢者の光景を思い浮かべながら答弁してほしかったなというふうに思っております。

さて、町ではアパート建築については、勤労者の45歳未満の方を対象にしたアパートについては、民間業者の誘致をしているということですが、高齢者向けについては、サービス付き高齢者住宅、後期短期アクションプランに入っておりますけれども、これはサ高住を想定しているというようなことでありますけれども、サ高住については、確かに安否確認、あるいは生活相談というのは、そういう面で安心感はあるんですが、ただ、やっぱり家賃が高いとか、かなり高額でありますし、やっぱりかなりの高所得者でないと入居というのはできないんじゃないかというふうに思います。

そこで再質問ですけれども、例えばの話ですけれども、所有者の名前を出して大変恐縮なんですが、役場前のもがみ中央農協舟形支店が、南部営農センターの跡地に移転というような予定というようなことを聞いております。

そうしますと、その跡地については、町のほうに譲渡依頼というか、そういう話が来るんじゃないかというふうに思います。その場所というのは、やっぱり町の中央ですし、大変立地もいいんで、その一角に今後ですけれども、バリアフリーの整ったシニア向けのアパート、あるいは住宅弱者と言われるシニア向けの単独住宅では難しいということになれば、例えば1階をシニア向けのアパートにして、2階、3階を中年に向けたアパートにすることは、現時点では考えられないかというようなことであります。

神奈川県藤沢市のノビシロハウスというのが、2階建ての建物なんですけど、そこは学生を

含めた若い人と高齢者がアパートに住んでおります。それで高齢者の見守り役に若い人がなっておりまして、若者の家賃を半額にしているというような、そういうアパートなんです、多世代共生アパートというのが今なっております。

そういうあれもありますし、あと、隣の大石田町では以前、駅東側の民間アパートに対して家賃を町で補助して、町外からの受入れを行ったというようなことも聞いておりますし、ある程度、アパートのグレードを高くすれば、人口対策として他町村からもやっぱり町外者も入居ということもあるんじゃないかというふうに思うんですが、この点について町長の考えを伺いたいと思います。

町長 質問に対して答弁がなかなか、意に沿った形での答弁でなかったというふうなことで、大変残念だというふうな思いはございますが、全てそのような回答ができればいいんですが、やはり我々は、伊藤議員も行政の大先輩でございますので、全体的な大所高所に立った物事の判断をしなければいけないというふうに思っております。

伊藤議員のご質問の中にもありますけれども、コンパクトシティと聞こえはいいんですが、一時、国土交通省も推奨しておりましたが、やはり中央部に集めてしまうと、周りの部分が寂れてしまうというふうなことで、今では国土交通省のほうも、コンパクト・プラス・ネットワークというふうなところで、全部集めるという考え方にはなっていないようです。

同じように、今アパートに入る方は、それでいいかもしれませんが、今現在住んでいる住宅、持家がございます。その方が、中央にあるシニア向け高齢者向けのアパートに入ったときに、2番目の質問にあります空き家になるのではないかと。その問題を一緒に考えていかないと、雪が大変だからというふうな要望は幾らでも私のほうも受けております。ただ、今持っている住宅敷地、そういったものをどうやって管理していくんだと。

当然、雪の問題もございますし、空き家になっても雪の雪下ろしから、そういった問題が必ずついてくるわけです。そういったものを大所高所にやっぱり考えて物事を進めていかなければいけないと。そのときだけがよければいいというわけではないというふうに思います。

藤沢の例はちょっと知りませんが、大石田のほうについて、視察に10年前に行っていました。そのときにも、やはりサ高住というふうなところで、サービス付き高齢者向け住宅というふうなところで、ある民間業者さんが進めたというふうなところであったんですが、家賃が高くて、とても入居者が少ないというふうなところで、一般の方も入れようということで補助を出したというふうな話を、大石田の町の方からお聞きしたところであります。

そういったところも踏まえて、それを運営してくれる民間企業というふうなことで、1番議員さんも所属されておりました舟和会さんのほうにも、その旨ご相談したところはあったんですが、やはりサ高住等については、かなり厳しいというふうなところもございまして、実現に至らなかったという経緯もございます。そういったところを総合的に判断してというふう

なことになるかと思います。

今言った、今農協の舟形支所の跡地のところというふうなご提案でございますが、やはりまだ組合のほうからは、農協のほうからは具体的にというふうなところはまだ来ておりませんし、町としても様々な検討というふうなものについては、これからしていかなければいけないということではありますので、そこにシニア向けというふうなところの考え方は、今のところございません。

1番 当然、例えばアパートに移って生活するとなれば、現在の家の処分なり解体とか、そういうのは当然考えた、セットでの考え方は当然だと思いますので、その辺はある程度、元気な段階で、その辺を各個人が判断してもらうというようなことにはなるとは思います、でもそういう希望もありますんで、その辺はお酌み取りいただきたいと思います。

次に、町長からも今ありましたコンパクトシティの推進は、今考えていないというか、そういう感じだったんですが、この急激な人口減少の中で、税収の減収、それから経費の効率化、そういう面を考えた場合については、やっぱりそのコンパクトシティの範囲のくくりは別としまして、やっぱり今後考えざるを得ないんじゃないかというふうに思います。

ある人口減少対策の専門家というか、調査している方によれば、今後はやっぱり人口も、一つのくくりとして30万人の人口規模が必要だというようなことでありまして、その生活圏としてやっぱり高速道路のパーキングエリアとか、高速道路付近にインフラを集めてするのが一番いいんじゃないかというのか、そういうようなことも、この前テレビで話ししておりましたので、やっぱりそうせざるを得ない、コンパクト化せざるを得ないんじゃないかというふうに私は思っております。

それで、質問の中にもありましたけれども、町営住宅が3棟あるわけですが、2棟については老朽化しているというようなことで、3月の議会で報告がありましたけれども、3棟で16世帯ずつ、48世帯が今生活しているわけですが、その人たちも引き続き舟形町に住んでもらうというようなことになれば、その辺の受皿というか、その辺についてもやっぱりすぐできなくても、今後考えていく必要があるんじゃないかというふうに思いますんで、その辺はどのような考えでいるんでしょうか。

町長 まず、コンパクトシティという考え方は、様々な人が、様々な意見があるかというふうに思います。ただ、舟形町では新庄市との合併をしないと、県内初の住民投票をして、自立というふうな道をしたときに、あえて堀内とか、長沢の出張所的な機能を中央部に集約せず、堀内には出張所、農村環境改善センター、生涯学習センターには新たな仕組みをつくって、その地域地域で盛り上げていこうというふうなところで、平成17年からそういったまちづくりを進めているというふうなことを、まず認識していただきたいなというふうに思います。

その上で、現在町で進めている地域運営組織というのが、これが今、人口減少問題の中でも、

それぞれの町内会という単位から、地区という単位に大きくして、みんなでやっていきましょうというふうな考えの中で、まちづくりを進めているというふうなことも、改めて認識をしていただければというふうに思います。

何でも、効率的にというふうなことであれば、役所の効率というふうなところにしかならないわけですが。税収は確かに減るかもしれませんが、税収が減った分については、地方交付税というふうなところで補填をする制度もございます。そういった中で、やはり大事なのは、そこに住んでいる人がどの地域に住んでいるところでも、この町に住んでよかったと思えるような、そういう政策をすることだというふうに思います。

真ん中にだけ集めて、松橋の人とか、堀内の人とか、幅の人とか、野の人が、長沢の人たちが駄目だというふうなことの政策をするつもりはございません。まず、その点についてはご理解をいただきたいというふうに思います。

また、町営住宅の1号棟、2号棟、3号棟にはございますが、これは低所得者向けの住宅困難者という形で造られたものでございますので、現在の先ほどから出ている中高年とか、シニア向けというようなものの住宅ではないという考え方であります。

大規模改修は一度しておりますけれども、やはり築50年近くなってきましたと、まして1号棟なんかは古いタイプでございまして、風呂釜とか、非常に厳しい状況の中というふうなところもございますし、4階まで階段で上がらなければいけないというふうなこともございますので、今後空き家が出た場合については募集をしないで、ある程度のところ、2号棟、3号棟との兼ね合いを見ながら、そちらのほうに移っていただいて解体をしていくというふうなことになるだろうというふうに思っています。

そういった上で、住宅困難者であったり、子育て世帯のことについては、しっかりと町のほうでも、住宅供給をというふうなところで考えているところでございます。

1番 次に、コインランドリーについてですけれども、先ほど町長からは、東北農林専門職大の学生からの要望があったというんですが、子育て世代でも子供が寝てから洗濯をするとか、その場合、周囲に大変気を使ってしなければならないとか、また、児童生徒がいる家庭については、運動着などは毎日洗濯という、そういうような中で、なかなか替えも少ないというような、そういう中で夜に洗濯して、すぐ翌日に学校に持っていくというような、そういうケースも多々あるということで、そういう場合については、乾燥の問題で、乾燥付き洗濯機がある家はいいと思うんですが、そういうようなことで大変だというような声も多々聞いております。

先ほど、町長はコインランドリーの需要の高さは認識しているというような、そういう答弁があったんですが、その中で、商業施設の一角に誘致をする考えはないというようなことですけれども、私は町民の方に何人か話すと、やっぱりコインランドリーが欲しいやという、

そういうような声があつて、場所的にはというようにことでいいますと、例えばニコットの舟形店辺りはどうですかという、あそこ最高んねがということで、買物しながらということもありまして、そういうようなことで勝手にそこということは言わないんですが、ただ希望的な感触として、やっぱり舟形ではニコットの舟形店の駐車場の一角、スペース的にはちよつといろいろあると、駐車場との兼ね合いもあると思うんですが、その辺ですと洗濯をしながら買物をするというような、そういう相乗効果も期待できるのではないかと思います、町長は、ほかにどこか場所を考えているんですか。ぜひコインランドリーについては、誘致の一つの町長の決意があれば、ひとつ伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

町長 これはもう四、五年前から母親委員会との意見交換会の中で、やはり部活というふうなものがあつて、乾燥機がないというのが非常に、各家庭に乾燥機がないということで非常に厳しいというふうなことで、コインランドリーをというふうなところがありました。

その点について、できる限りというふうなところでいろいろ折衝はしておりましたが、まず、ニコットさんについては、町で誘致したわけでもなく、町が何か優遇措置を講じたというふうなこともなく、そこに勝手にコインランドリーを造ってくれというふうなところも、町としては言いづらいところであります。

そこはニコットさんの考え方というふうなものがあるかというふうに思いますので、その一角にというふうなことについては、なかなか難しいのかなというふうに思っております。

一方で、大学のアパート、教職員のアパートを運営していただいているクリエイトレモンさんとは、包括協定を結んでおりまして、まちづくりの一般的なそういったもろもろの協定、相談もできるというふうなところもございますので、そちらのほうとも相談をしながら、できれば今年度中にコインランドリーを設置したいと、設置していただきたいというお願いをしているところであります。

場所については、残念ながらいろいろな絡みもございますので、申し上げることはできませんが、当然ながら皆さんが使い勝手のいいところというふうにせざるを得ないというふうには思いますので、そのようなところになるものと思われま。

1番 分かりました。

次に、空き家対策ですけれども、答弁では、著しく保安上の危険があり、要望されている2件があるというようなことなんですが、町内会から。そこはどこの地区を指しているのかです。

あと、この2件も関連して、先ほど来行政代執行、略式代執行が可能か検討ということと言われましたけれども、4月17、18日に議会の報告会があったときも、町内会長さんあるいは地域の方から、その対策を何とかしてほしいというような声がありました。そのことについては、担当課のほうにもそういう意見が出たということで、つないでおりますけれども、

現地も、議員の有志の方には現場を見てもらいましたけれども、あれから約2か月ぐらい、2か月弱たっているわけですが、その割には全然動きというか、そういうものがないということです。

もっとスピード感を持った対応、その現場を再度確認するとか、いろんな方法があると思いますんで、その辺、町民の安全・安心を守るのが行政の役割だと思いますんで、その辺、もう少し掘り下げて対応していただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

町長 2地区というのはどこかというふうなところでございますが、堀内地区と一ノ関地区でございます。それはもう以前から、こちらのほうとして把握している案件でございます。そして、先ほどから何回も言って恐縮なんです、伊藤議員も行政の大先輩であります。我々はやはり法令を遵守しなければいけないという立場にもあります。住民の要望に応えながらも、法令は遵守しなければいけない。

空き家に関しては、前から申し上げておりますが、町で管理するものではなく、その所有者が管理をしなければいけないというものであります。議会報告会が終わって、こちらにつながりからすぐにというふうなところには、これもならないというのが、一つ行政的なところの手续が必要ですし、法的なところ、そういったところもクリアしなければいけないというふうなこともございます。

一方で、何もしないのかというふうなところではございますが、中山町の佐藤町長のほうで行政代執行をしたというふうなところがございまして、町長にもお願いして、その代執行をする上での基準というものは、どういう基準をつくっているのかというふうなところで、職員を派遣するので教えてくださいというふうなことで、先日行ってきたようであります。

ただ、中山町に関しては、県道の拡幅工事に伴う代執行をせざるを得なかったというふうなところの意味合いもあったようでございまして、町としてはちょっと条件は違いますが、ただ、やはり堀内の件でいけば、やはり隣家に崩壊の危険性があってというふうなところは十分把握しております。

一方で、すぐにそれを解決する手だてというふうなものは、なかなかないと。やはり代執行する上でも、そのことをするという基準をつくらなければ、各過程で先ほど言ったとおり高齢者向けのアパートを造って自分の家が空き家になって、その空き家が危険空き家になったら、町で全部壊してくれるならという話になってくると、とても町として賄えるものではないというふうなことであります。

代執行をする基準というふうなものもしっかりつくっていかなければ、町民の理解、議会のほうの理解も得られないものだろうというふうに思っておりますので、そういったものの基準づくりをしながらというふうなところでありますが、残念ながら、先ほど言ったとおり、

中山町に視察に行ったところでは、具体的な基準というものがなかったというふうなところでありましたので、さらに、今度は、中山町が米沢市の例を参考にしたというふうなことでございましたので、米沢のほうに問合せしながら、こういった基準の下で代執行をするのかというふうなところが、一つ出てくるかなというふうに思います。

また併せて、堀内と一ノ関でも、また条件が違うというところで、堀内のほうは財産放棄されていますが、一ノ関のほうについては財産放棄されていないという現状の中でいくと、代執行する上でも略式代執行とか、その手続がまた違うというふうな難しさがあるようです。

そういったところを、やはり総合的に勘案しながら、できるだけ周りの住民の方々に不安を感じさせないような、そういった手だてを講じていかなければいけないというふうなことでありますので、その点についても、住民の要望は分かりますけれども、しっかりと議員さん方につきましても、その手順、法律的なものがあるんだというふうなことも認識していただいて、ぜひその方々にも、自分でできるだけ壊してほしいというような動きをしていただければ、大変ありがたいなというふうに思っているところです。

1 番 行政代執行については、そういう基準とかいろんな段取りもあると思いますが、その辺についても早く詰めていただきたいと思います。

あと、空き家の危険なものについては、堀内と一ノ関というようなことがありますが、議会報告会の中では、富田の県道沿いの住宅もありますので、その辺も併せてひとつ検討をお願いしたいと思います。

次に、米沢市での例ですけれども、新聞報道によりますと、米沢市では解体等廃棄物処分の民間業者と協定をしまして、無償で解体、物品の搬出を単年度、年で1件だけなんですけど、空き家の解消に会社が協力しているというようなことが報道されております。

町の空き家解体の実績もお聞きますと、令和5年度は14件解体したというようなことを聞いておりますし、令和6年度が5件、令和7年度今年度は、予算的には小屋を含めると18件分の予算化を計上しているというようなことであります。例えば、解体ということではなくて、今までお話ししましたように、危険空き家の必要最小限の安全対策、例えば家屋の物が倒壊とか飛散しないように、セーフティーネットで安全防災ネット、網をかけた、そういう応急措置といいますか、そういうものについて措置を、その解体業者に協力をお願いできないかなというふうに思いました。

会社によっては、社会貢献というようなことで活動している企業もありますし、そういう安全対策面で解体というか、その物品を運搬ということではなくて、必要最小限の安全対策という面で、例えばその経費を業者と町で折半とか、そういう形で業者からも協力をしてもらって、住みよいまちづくりというか、そういう面に配慮はできないものだろうかというふうに思いましたので、その点いかがでしょうか。

町長 現在、アスベストの関係もございまして、解体費用等が高騰している状況で、町の解体費用等についても、今年見直しをして補助金を上げないと、なかなか解体が進まないというような現状であります。

そういった中で、今見ていたのは、地域貢献とか運搬というふうなものを、業者さんにただでというふうなことについては、なかなか厳しいのではないかというふうに思います。また、先ほど言った飛散防止等の対応というふうなことであれば、その点については町ですというふうなことは大丈夫だということはあるかと思いますが、飛散防止等の解体、一部解体と、財産に手をつけるというのは、先ほどから申し上げておりますので、私財でございますので、町のほうとしてはできかねるというふうなことでございます。

1 番 私財についてではなくて、危険でないような安全を講じるというか、そういう点です。業者に全部ということじゃなくて、例えば町のほうでも、その分を少し協力してもらうという方法を、ひとつ今後考えていただきたいなというふうに思います。終わります。

議長 以上をもちまして、伊藤廣好議員の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午後 1時00分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

引き続き一般質問をお受けいたします。6番奥山謙三議員。

6 番 それでは、今定例会における一般質問を行いたいと思います。

主題としまして、新規就農・女性活躍支援室について、私個人的には期待を込めてというふうな思いで一般質問を行いたいと思います。

令和7年4月より、機構改革により、農業振興課内に「新規就農・女性活躍支援室」が設けられました。具体的な取組内容について、今後具現化されていくものと思いますが、私個人としては期待をしています。「新規就農・女性活躍支援室」を町民の皆様に認知してもらうため、併せて農業振興策について一般質問を行います。

①将来の農業を担う若い新規就農者の確保についてどのように進めるのか。

②女性活躍支援室の女性活躍支援としての具体的な取組は。

③地域計画を達成するため、今後の進め方は。

④農業経営を発展させ、経営基盤の強化を図るため、また雇用形態の農業従事者を増やす方策として、法人化を進めることが必要と思います。これらのことについて、どのように進めるのか、町長の考えをお聞きます。

町長 それでは、6番奥山謙三議員の「新規就農・女性活躍支援室について」のご質問にお答え

します。

初めに、1点目の将来の農業を担う若い新規就農者の確保について、どのように進めるのかというご質問についてですが、就農については、事前の就農相談から就農開始時点、その後の経営発展まで、切れ目のない支援ができる体制整備が必要になっております。加えて、近年は、県外在住の方や非農家出身の就農希望者からの相談が増加していることから、住む場所から農地の貸し借りに至るまで幅広く対応していくことが求められております。

そのため、県最上総合支庁農業技術普及課の普及員、同農業振興課の職員、農協の営農指導員、町農業振興課及び営農相談所の職員等を構成員とする、就農相談ワンストップ窓口を新設し、就農希望者の相談に総合的に応じていく体制を整えていきたいと考えております。

また、当町のアパートに居住する東北農林専門職大学の学生20名のうち、16名が農業経営学科であることから、当町で就農する人が1人でも多く出てくるように、新規就農に関する新たな支援策を検討し、卒業に向けて準備を進めていきたいと考えております。

同大学の学科や学生であるかにかかわらず、町内在住者、Uターン者、Iターン者など広く相談を受け付け、新規就農者の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の女性活躍支援室の女性活躍支援としての具体的な取組についてですが、農業は、これまで男性中心の業界であったことから、女性の農業者が少ない現状にあります。例えば、町農業関係機関の女性の参画状況を見てみますと、町農業委員については10名中2名で20%、町農業再生協議会の委員についても、14名中4名で30%弱にとどまっている状況であります。

しかしながら、女性農業者の視点には収益力向上やイノベーション効果が期待されると言われております。生活者や消費者の視点を持つ女性の意見を取り入れることは、収益の向上にもつながり、女性の感性やアイデアを、雇用環境の改善や加工品の開発、6次産業化、伝統文化の継承などに取り入れることで、農業経営の発展、さらに農業・農村の活性化につながると期待されております。

そのため、町では女性農業者の情報交換会や視察研修を開催し、農業で女性が活躍できるまちづくりを進めていきたいと考えております。認定NPO法人ふるさと回帰センターが令和6年に実施したアンケート調査結果によると、女性の移住定住の相談が年々増えており、相談件数の47.8%が女性という結果が出ております。

東北農林専門職大学の令和7年4月1日時点の学生については、2年生と1年生を合わせた86名中24名が女性であり、全体の27.9%を占めていることから、女性の農林業への関心の高まりが伺えます。今後は、女性からも職業の選択肢として農業を選んでもらえるような支援をしていきたいと考えております。

次に、3点目の地域計画を達成するための今後の進め方についてであります。初めに、計

画についてご説明しますと、将来の農地利用の姿を明確化した未来設計図でありまして、計画期間は、令和16年度までの10年間であります。

計画の中で、「担い手に対する農用地の集積に関する目標」があり、国が定めた集積目標に合わせて80%以上に定めております。そのため、目標を達成するためには、認定農業者、認定新規就農者などの人数の確保が不可欠であり、併せて基盤整備の推進とともに、担い手の規模拡大を進めていく必要があると考えております。

最後に、4点目の法人化の進め方ではありますが、初めに、令和7年4月1日時点で、当町に本店所在地がある農業法人の数は5法人であります。町としましては、農業経営基盤の強化のためには、法人化は効果的であると考えております。

個人経営と比べて、経営の効率化やリスク分散、資金調達の容易化、優秀な人材の確保などが期待できます。法人化の種類としては、個別経営の農家が法人化するもの、複数の農家や任意組合が法人化するものなどがあります。

複数の個別経営農家が、労働力不足や経営の効率化を改善する取組として、農作業の共同化がありますが、当町としては、法人化を進める第一歩として、農家のグループが農業機械の共同利用を進めるため、平成30年に水稻用機械を共同利用する町独自の補助事業を新設し、これまで制度内容を一部変更しながら実施してまいりました。これらをきっかけとして、作業の共同化を行うグループから任意組合となり、さらに法人化へと発展することを期待しているところであります。

今後は、法人化に対し、より一層関心を持っていただけるように、町認定農業者協議会などにおいて、法人化をテーマにした研修会などの開催を進めてまいります。さらに意欲的な農業者には、県や農サポやまがたの研修会や、相談窓口を紹介していきたいと考えております。

6番 ありがとうございました。

では、再質問の中で深掘りをしていきたいというふうに思います。

今回、わざわざ新規就農のための協議会までつくるというふうな背景には、この地域計画変更マニュアルに、農水省で発行していますけれども、この中にある整理検証、行動の評価の中に、新規就農者の受入れ状況及びニーズの整理、この辺の内容等が網羅されておりますけれども、これまで舟形町では、新規就農者に対してのいろいろな支援を行ってきている中で、今回こういうふうな協議会まで設置するというふうなことは、この地域計画変更マニュアルに沿ったことでつくっていくのか、この辺について、まずは確認をしていきたいと思います。

町長 基本的には、地域計画というふうなことについては、大前提として国の定めることでありますので、それはあるものとして、やはり町独自の考え方の中で、新規就農者を増やしていくというふうなところが大事かというふうに思います。

ただ、今回のつくった例というふうなものについては、どこを参考にしているか、農業振興

課のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思います。

農業振興課長 ただいまのご質問ですが、まず地域計画の変更に関して、こちらの協議会をつくらうというわけではございませんでした。その地域計画の策定期限が今年3月だったわけですが、当方のほうでは、新規就農者を確保していくことの重要性を随分前から考えておりまして、二、三年ぐらい前から何とかしなくてはいけないというふうに考えておりました。

そのため、一番最初に研修というか、勉強に参ったのは大江町のOSINの会さんでした。そちらは、生産者組織を中心に、スモモの生産ですけれども、そちらのほうで、もうご家族を合わせると100人程度の転入の実績がございまして、すばらしい組織ということで、そちらを勉強させていただきまして、その後、東京のほうで新農業人フェアという新規就農者を確保するための大きなイベントが、全国的に農業関係団体が集まって行われているイベントがございまして、そちらに行きまして、またいろんな参加団体のお話を聞きましたところです。

山形県からだ、鶴岡市の農業の学校のSEADSという学校と、あとは尾花沢市さんのすいかの農学校とか、県内からでも結構たくさん新規就農者を受け入れする受入れ協議会と一般的に言われているものなんです、そちらが来ておりまして、それでまたいろいろと当方で検討しまして、その後、岩手県の一関市のほうでも、すごい成功事例がありまして、行政主導の成功事例がありまして、もう一つが、宮城県の加美町のほうで、地域おこし協力隊、の制度を活用した新規就農というのが大変成功しているということで、そちらを勉強しながら、当町ではやはり行政主導型の受入れ協議会というか、研修制度までしっかりと備えた協議会が適当であるというふうな結論に至りまして、このタイミングになりますが、6月中に設立をしたいというふうな考えに至ったところでございます。

6番 ありがとうございます。

背景は分かりましたが、これまで舟形町では新規就農者に対して、本当に手厚い政策をやってきて、新規就農の促進に努めてきたところでありますが、今回このような協議会までつくって、就農相談ワンストップ窓口ですか、これをつくるというような背景に至った、外部からの人材を舟形町にも取り入れていきたいというふうな思いもあろうかというふうに思いますが、まずは町民の皆様方から、これを理解してもらわなければ新規就農が増えていかないのかなというふうに思いますが、これまでの政策とどこがどう違ったのか、まずはお聞きしたいと思います。

町長 基本的に、今まで新規就農の支援については、農業振興課内にあります農業相談所等を踏まえまして、農業者の後継者というふうなところに主眼を置きながらというふうなところがございます。

今回のところは、さらにその部分を拡大して、要は非農家というふうな者、農業者でない方についても、舟形町で新規就農をしていただくというふうな意味合いもございます。それで、

今までのところは、既にもう農地があつて、さらにそこに新たな作物とか、そういったものを植えて新しく新規就農をするというふうなところが、ひとつ今までの経過としてありました。

今後は、農地もあつせんしながら、さらに住むところとか、そういったもろもろのところまで支援をして、舟形町で非農家の方も新規就農できる、そして女性の方も新規就農できるというように、スケールアップをしていくというふうなことでありますので、今までの従来のものから数段パワーアップしているものというふうに思いますし、これからの新規就農というのは、こういう形が絶対必要なんだろうというふうな思いでございます。

この部分について補足部分がございましたら、岡崎室長のほうから思いの丈を答弁させていただきたいと思います。

新規就農・女性活躍支援室長 長年農業振興課に勤めておりまして、園芸事業を担当してきました。園芸拡大を進めていくときには、機械の整備だけでなく、栽培技術の習得が不可欠になっていると感じております。

今回、農業振興課、営農相談所、県の普及課、農協、生産者組織をメンバーにした新規就農者を総合的に支援する協議会を設立し、しっかりと就農、経営発展に結びつけていくことが必要となっております。

実際、昨年度非農家の方で研修を行い、生産者団体のトップレベルまで収量を上げる方も出てきております。研修の大事さをこれから相談の中で説明して、確かな就農、経営発展につなげていければと思っております。

6番 ありがとうございます。

ここで、この町外というふうな募集の中で、今回地域おこし協力隊として就農を目指して頑張ってくれる隊員が1名、4月から来ておりますけれども、今後このような地域おこし協力隊としての募集、これを強力にと言ったら変ですけれども、募集を拡大しているのか、これについてお聞きしたいと思います。

町長 地域おこし協力隊に限ったことではございませんので、地域おこし協力隊として経営もというか、収入的にも安定しながらやりたいという人であれば、それでも結構だというふうに思いますし、また、先ほどの答弁でも申し上げましたが、今、専門職大学の学生が2年生になっております。要は4年、あと2年で卒業するわけでございますけれども、卒業する4年生のときには、将来どうするかということを、ある程度決定するんだろうというふうに思います。

その際に、舟形町では、こういう支援策がございますと、しっかり舟形町でも、新規就農できますよという支援制度を、やっぱりつくっていかねければ、舟形町に残ってくださいと、4年間せつかく舟形に住んだんで、ぜひ残ってくださいと言っても、じゃ農地もないし、支

援策も分からない、住むところもないというところでは、さっぱり支援がないんじゃないかというふうに言われぬように、しっかり今年中で、おおむねの組織をつくり、3年のときには、こういう支援制度がありますよというふうに、しっかりPRできることが大事かというふうに思っております。

そういった意味で、地域おこし協力隊に限ったことではなく、舟形町の中でも、非農家の方が農業をやりたいというふうなことがあれば、ぜひそういったところについては、農地を余している方とか、農機具があっても使わないわという人もいらっしゃると思いますし、いろいろな作物、収益的な作物も、高収益なものもあると思います。

そういったところの技術も指導しながらというふうなところもありますし、そういった総合的に新規就農を支えていきたいというふうなところでもありますので、地域おこし協力隊に限ったというふうなことではございません。

6番 新規就農については分かりました。

次に、今回の新規就農・女性活躍支援室というふうな名称で、今回室を立ち上げたわけがあります。そして、室長には、岡崎さんが室長として就いたようではありますが、この今回町で出した業務分担の中に、岡崎室長の分掌内容を確認したところ、女性活躍に関する文言が一行もありませんでした。ちょっと寂しいなというふう感じたところでもあります。

特に感じるのは、第3次総合戦略の後期短期アクションプランにある43ページ、男女共に活躍できる環境づくり、要はアンコンシャスバイアス解消、この辺のところも併せて進めていかないと、女性の就農というふうなものがなかなか進まないような感じをしているところがあります。

この辺のところについて、ぜひ岡崎室長から担っていただきたいなというふうな、私の思いでありましたので、この辺についてのアンコンシャスバイアス解消に向けた取組、この辺についてどのように進めていくのか、私個人的には室長からやってもらいたかったというような思いでした。

町長 事務分掌のほうには、多分あぶり出しが何かで出てきている、女性活躍というふうなものがあるんだと思います。もう岡崎室長には、背中にもう女性活躍というものが必然的に背負わされているので、改めて書く必要もなかったかなというふうなところでもあります。

アンコンシャスバイアスの関係については、またちょっと課が違って、男女共同参画の分野というふうなところもございますので、そこはまちづくり課のほうになりますけれども、とにかく今女性の農業者についても、少しお年寄りの方と、現在今こういう言葉を言っているのかどうか分かりませんが、若妻といいますか、子育て世代、子育てをしながら農業をやっている世代と二分化しているところもありまして、女性の農業者と一緒にたにしてしまうと、やはり話とかいろいろ話題の違う部分もございます。

そういったところの両方の世代に共通して物を言えるのは、岡崎室長だというふうなところでございますので、そういったものの宿命を背負いながらというふうなところでありますので、さらに意気込みがあれば、岡崎室長のほうからいいですか、というふうなところでございますし、アンコンシャスバイアスはいいいですか、というふうなところでございますので、あえて農業、女性、農業の分野での女性活躍というふうなところに限定させていただいているところでございます。

6番 私個人的には、やはりこくら辺のところを解消していかないと、農業だけでなく、地域づくり、要するに町内会運営につきましても、なかなか女性が役員として入ってこれられない。この辺のところは、やっぱりアンコンシャスバイアス、無意識の差別といいますか、これが根強いんじゃないかなというふうに私個人的には思っておりますが、やっぱりこういったところも、併せて解消していかないと、女性農業者の増というふうなところまでは結びついていかないというふうに思いますんで、ぜひ岡崎室長は大いに頑張っていただきたいというふうに思っているところであります。

次にですけれども、地域計画の中で、農水省で発表した分析によると、農地最大6割で10年後の耕作者を確保できていないおそれがある。そして10年後の耕作未定の農地、4割近くあったというふうなことで、非常にゆゆしき状況になっているようであります。当町でも、地域計画をつくったわけでありますんで、この舟形町の現状をお聞きしたいと思います。

町長 地域計画については、国からつくれと言われてつくるというふうなものがあるんですが、基本的に、やはり町の農業の将来、土地の利用についての分野というのは、そこにある程度網羅されていると。ただし、昨年7月の災害によって、また状況が変わっているというふうなことも、一つあるというふうなこともご承知いただきながらさせていただいて、今後進めていかなければいけないというふうにも思っております。

状況等について内容等については、農業振興課長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

農業振興課長 ただいまの質問にお答えいたします。

農水省の発表については、日本農業新聞のほうに掲載された記事なのかなというふうに思いますが、当方の地域計画、意向調査をした上で策定してございますが、未来の農業を担う者というふうな位置づけにあるのが、認定農業者と認定新規就農者と基本構想到達者という形で、その3者を合わせたものになるんですが、当方の計画、4地区で4つつくられていますけれども、それをトータルしたものを計算しますと、まだ農地の10年後の農地の耕作者が位置づけられていない割合については4割というふうな計算になってございます。

6番 やはり現状はなかなか厳しいというふうなことであります。特に昨今感じるのが、農業者の高齢化、はたまた圃場整備されていない圃場については、なかなか作付したが、それを引

き受けてくれる農家も出てこないというふうなことで、荒れ地に、農地が非常に現実的な農地が減っていってしまうんじゃないかというような、非常に懸念をするわけであります。

次も農業新聞の記事の中で、この25年産米飼料作付、飼料用米作成3割減、あと加工用米粉用も大幅減というふうな記事がありましたが、この点について舟形町の現状はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

町長 その点については、農業振興課長より答弁をさせていただきたいと思います。

農業振興課長 ただいまのご質問にお答えします。

令和7年産の状況を見ますと、やはり主食用品種の食用米の販売価格が高値であることが見込まれることから、やはり飼料用米、加工用米が減少してございます。飼料用米については畜産農家さんの餌代の低減のために非常に重要な位置を占めているものですから、積極的にこれまで出していた農家さんのほうにお願いするような形にしてはどうかと提案をしております。

ですので、ある程度は確保しておりますが、全体的にJAさんに出す、出荷する実需者に結びついていない飼料用米については、大きく低減しているものと思われます。加工用米もある程度、ある一定程度、JAさんのほうで、その実需者と結びつきございますので、ゼロにはできないということですが、減少はしてございます。ちょっと数値については、手元に準備していないものですから、この程度の答弁になります。

6番 ありがとうございます。

次に、今後の地域計画の進め方について、確認をしておきたいと思います。地域計画については、次世代に農地を引き継いでいくため、毎年変更していきましょう。

次に、策定した地域計画をブラッシュアップしようというようなことで、日々見直しを進めていきなさいというふうなこと。特にブラッシュアップしている段階では、振り返りの視点ということで、農地の利用意向、家族全員の意向が反映されていますか、協議の結果、幅広い関係者が参加しましたか。若手、女性農業者、受託者、法人、地域住民の参加、次が目標地図、地域の皆さんで作成しましたか、地域農業の方針、地域の進路、将来の方針になっていますか。

これらについて協議をして、ブラッシュアップをしていきなさいというふうなことなんですけれども、10年の目標と、計画というのは分かりますけれども、毎年どのような形でこの地域計画を進めていくのか、質問していきたいと思います。

町長 先ほども申し上げましたが、国のほうの肝煎りで地域計画をつくれということですので、国の上の方々ともいろいろ意見交換させていただいてはいますが、そんな国で言うほど1から10までできるわけがないという話で、それはそうですという、向こうも分かっているが、そういったマニュアルというふうなところを、まず一つはご承知おきいただ

きたいというのと、やはり災害があったり、様々な条件等で大きく変わってくる。その中で、少しでも見直しをしていただきたいというのが本音だと。広く意見を求めろというふうなところについても、できるだけというふうなことのようであります。本音的なところとして国で言うことについても、そうなんだろうというふうに思います。

なお、そのブラッシュアップの方法について、どうしていくかというふうなものとか、決められているものがあるんだとすれば、農業振興課の課長より答弁をさせていただきたいと思います。

農業振興課長 まず初めに、策定時のことについてであります。奥山議員からも再三足を運んでいただいた目標地図の話合いについては、基本的に認定農業者の方々を中心でございますので、男性がほとんどだったということはございます。そのやり方というか、初めに、その地域計画の策定方法を話合いしてございます。そちらは、策定に向けた話合いということで、まず農業委員会の委員さんであったり、または認定農業者協議会の方であったり、あとは支援センターとか、いろんな方、団体から、土地改良区も入ってもらっての話合いをしておりますので、そちらはいろんな方から話合いをしてもらっているということで、ご理解いただいた上でお答えしますと、これからのブラッシュアップにつきましては、農地の貸し借りのルールが変わりましたので、毎年度、地域計画を見直さなくてはならないというルールに変わってございます。

その中で、今までは基本構想到達者という方、認定農業者相当の労働時間と所得を確保している方について、これからどんどん追加していこうというふうな話になっております。また、将来の経営地、目標地図に関することでも変更して、より現実にあったような形で直していきたいというふうな考えでございます。毎年、年度末には直していきたいというふうな、毎年直していきたいというふうな考えでございます。

6番 力強い課長の答弁、ありがとうございます。

やはり私もせっかく地域計画を作成するために集まって、話合いをしたわけですから、その火を消すことなく、継続してもらいたいなというふうな思いなんです。その結果は結果として、圃場整備できないかもしれないし、できるかもしれない。これはしようがないと思うんです。ただ、大事なのは、話合いをするというふうな場をつくっていくというふうなところを、大事に進めていただきたいなというふうに思います。

次に、時間がありませんので、農業法人、5件というふうなことのようではありますが、私が知る限りでは、集落営農の組織としての法人はないというふうに思いますが、これについては現状どうでしょうか。

町長 その点については、農業振興課長より答弁をさせていただきたいと思います。

農業振興課長 議員お見込みのとおりでございます。

6番 やはり農地を農地として維持していくためには、もし今の経営者が倒れた場合、する人がいない。返しますと言われても困るわけですよ。さらには圃場整備もされていれば、新たな借入れ先も確保できるかと思いますが、なかなかそれも圃場整備をされていないというふうになっていくと、非常に厳しいものがあるというふうに思います。

そういった中で、できる限り今の農業形態の中での法人化を進めることによって、体を悪くして倒れても、引き継いでくれる人が出てくるというふうに思いますんで、やはり今の時代は、経営引継ぎというようなことを考えていくと、法人化というふうなことが、方法としては、やむを得ないなというふうに思います。

そういった中で、隣の大蔵村には個人の法人組織もあれば、集落やいろいろな法人組織もあるわけなんで、すぐ近くに行くところはあるんで、ぜひともここら辺を紹介しながら、舟形町の中で、より多くの法人化の設立に向けて対応していただきたいというふうに思いますが、答弁をお願いいたします。

町長 舟形町の町民の町民性というものもございまして、なかなかそういう組織というふうなものをするというのも、難しいものがあるかというふうに思います。ただ、今後それで全てうまくいくかといったら、やっぱりそうはいかないだろうというふうに思いますし、私の考え方としても、やはり法人化をするべきだというふうに思っております。

そういった意味で、集落営農という組織がいいのか。いろんなパターンを研究しながら、それでもやはり個人経営でもいいので、最低でもやっぱり法人化をするというふうなところで進めてまいりたいというふうに考えております。いろいろ研修して努力させていただきます。

議長 以上をもちまして、奥山謙三議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、2番叶内昌樹議員。

2番 それでは、さきの通告書に沿いまして、2点の質問をさせていただきたいと思います。

1つ目といたしまして、地域移行による部活動場所の考えは、2といたしまして、舟形町での生成AIの有効活用はということで質問させていただきます。

まず1つ目として、地域移行による部活動場所の考えはについてです。

令和3年の12月定例会において、公立中学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について、一般質問した際の答弁では、時間が必要で、国の地域移行に関する検討会議の動向を注視するとの回答でしたが、国では、令和7年度までを「改革推進期間」とし、令和8年度から6年間を「改革実行期間」に設定すると、有識者会議で取りまとめたようであります。今後は、「地域展開」に改め、平日の取組も進めるようであります。

さて、現在の中学校の部活動において、部員数の減少により他町村との合同での部活動の展開もあるようですが、各部活動の現状と地域展開の動向について伺います。

また、活動場所として、昨年、豪雨災害により被害に遭った若あゆ温泉下の多目的グラウン

ドの復旧計画の方針について、どのような協議をしているのかをお伺いします。

続きまして2つ目でございます。舟形町での生成A Iの有効活用は。

生成人工知能（生成A I）は、与えられた情報を基に、資料等を瞬時に作成することが得意であると言われており、他市町村では、この生成A Iを有効活用した取組が多くなっているようです。

舟形町においては、限られた職員数の中で業務の効率化を図るために、この生成A Iの推進をしていくことが有効と考えますが、町の方針についてお伺いします。

町長 それでは、2番叶内昌樹議員の「地域移行による部活動場所の考えは」についてのご質問にお答えします。

文部科学省では、令和5年から令和7年度までを「部活動改革推進期間」と位置づけており、休日の部活動について、学校外の多様な地域団体が主体となる地域クラブ活動へ移行することについて、地域の実情などに応じて可能な限り早期の実現を目指すよう各自治体に求めています。

また、令和7年5月16日に、学校部活動の改革に向けた議論を進めてきた国の有識者会議が、今後の方向性について提言をまとめたところでございます。

内容は、地域クラブ活動の在り方などをより的確に表すため、これまでの「地域移行」という名称が「地域展開」に変更されております。

また、令和8年度から6年間を「部活動改革実行期間」とし、このうち令和8年度から令和10年度を前期、令和11年度から令和13年度を後期と設定され、原則全ての学校部活動で、休日の地域展開を実現し、地域クラブ活動への転換を目指すことが示されております。

そして、現時点で着手していない地方公共団体は、前期の間に確実に休日の地域展開に着手すること、平日は先行して、地域展開を進める地方公共団体の実践例も踏まえ、各種課題を解決しながら、さらなる改革を推進することが示されております。

さて、現在の舟形中学校部活動の現状についてご説明をいたします。常設部は野球部、サッカー部、バレーボール部、ソフトテニス部、バドミントン部、吹奏楽部の6部活でございます。また、校外部活動として認めている部活動は、柔道部、空手部、水泳部、クロスカン트리スキー部の4部活でございます。

加入状況は全体で84名。加入率は生徒全体の88%となっております。また、部員数の減少に伴い、近隣学校との合同部活動の取組を行っているのは、野球部とサッカー部であります。

次に、当町の地域展開の状況についてご説明いたします。これまで、町部活動改革検討委員会を4回開催し、令和7年1月に、令和8年度からの休日部活動の地域展開に係る当町の「クラブ活動基本方針」、「クラブ認定要件」について決定したところでございます。

前提として、現在の常設部に限ることになっております。名称を「若あゆクラブ」とし、ク

ラブを運営するための受皿として、町教育委員会が事務局を担い、休日のスクールバス運行に関することや、指導者の資質向上に関することなどのクラブ運営に係るコーディネーターを配置してまいります。

各クラブの運営主体は、現在の保護者が担うこととし、クラブでの活動は原則受益者負担で行うこととしております。指導は各クラブの指導者が行い、中学校体育連盟・文化連盟主催以外の大会等にはクラブとして出場し、保護者やクラブ指導者が引率します。

生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を構築するため、舟形中学校部活動ガイドラインに沿った活動であることを条件とし、認定要件を設けております。また、活動拠点につきましては、舟形中学校施設を活用することとしており、若あゆ温泉多目的グラウンドの活用は、現在のところ考えておりません。

今後は、平日の部活動においても、地域展開が可能となる当町の特色ある体制づくりを目指していきたいと思っております。

若あゆ温泉多目的グラウンドの復旧については、のり面工事は県と協議中ではありますが、グラウンドは、今年度中に土砂撤去等復旧を完成させたいと考えております。

次に、「舟形町での生成ＡＩの有効活用は」のご質問にお答えします。

近年、生成ＡＩは文書作成や情報整理をはじめ、行政事務の効率化に寄与する技術として注目されております。昨年12月に総務省が実施した「自治体における生成ＡＩ導入状況調査」によると、全国の自治体の約３割が議事録作成などの業務に生成ＡＩを活用していることが報告されました。

具体的には、挨拶文案の作成、議事録の要約、企画書案の作成、議会の想定問答の作成など、多岐にわたる業務への活用が進んでいるようであります。特に、議事録の要約では、業務時間を約50%削減できると報告されており、職員の業務負担軽減に大きく寄与することが期待されます。

叶内議員のご指摘のとおり、当町においても、限られた職員数の中で業務の効率化を図ることとは喫緊の課題であり、生成ＡＩの活用は重要な手段の一つと考えております。今年３月に策定した「舟形町デジタル化推進計画2.0」において、「新技術を活用した業務効率化に向けたデジタルツールの検討」を具体的施策の一つとして掲げ、現在、総括補佐会議において、具体的な活動を活用方法やガイドラインの策定に向けた検討を進めているところであります。

しかし、生成ＡＩの利用に当たっては、情報の正確性や偏見のリスク、セキュリティの確保といった課題もございます。

現在、総務省では「自治体におけるＡＩの利用に関するワーキンググループ」を立ち上げており、今年夏頃を目途にルール策定の指針が示される予定です。

今回、参考までに、叶内議員の一般質問通告書を基に、無料版の生成ＡＩで作成した回答文

をご紹介します。

（生成A Iの回答文）です。

「近年、生成A Iは文書作成やデータ分析など、様々な業務の効率化に寄与する技術として注目されています。他の自治体においても、公的業務の支援ツールとして活用が進んでいる例が見受けられます。舟形町においても、限られた職員数の中で業務の効率化を図ることは重要な課題であると認識しております。生成A Iの導入は、行政事務の負担軽減や迅速な情報処理の手段として有効である可能性があります。

しかし、生成A Iを活用する際には、情報の正確性やセキュリティーの確保、住民の皆様への影響を十分に考慮する必要があります。

当町では、現在生成A Iの活用について調査・検討を進めており、他自治体の先行事例を参考にしながら、業務への適用可能性を探っています。

今後、適切な活用方法や課題を整理し、安全かつ効果的に生成A Iを業務に導入できるよう努めてまいります。」

以上となりますが、私自身も想像以上に論理的で洗練された文書が作成されたことに驚いております。改めてA Iの進化を実感したところであります。このように、生成A Iは業務効率化を図る上で有効なツールになると考えられますが、ご紹介した回答文にもあるように、情報の正確性やセキュリティーへの確保が重要な課題となります。

今後、先行自治体の事例や総務省の通知などを踏まえながら、当町において有効な活用方法を慎重に検討し進めてまいります。

2番 ありがとうございます。

2問質問して、ちょっと長いなと思ったんですけども、まず、再度確認のため再質問させていただきます。

まずは、地域移行による部活動の場所の考えはについての最初のことでありますけれども、令和5年度から7年度までを改革推進期間と位置づけるということでもありますけれども、そもそも令和5年からスタートした制度で、本来ならば令和7年度で大体見切りがつくはずだったと思うんですけども、やはり私、令和3年度に一般質問した際に、やはり先生方と保護者、あとは指導する方の取組の形というのは、そんなにうまくいくのかなと思っていました。

やはりなかなか地域移行になるにしても、やっぱり指導者の確保とか、あとは先生、これはそもそも先生方の職務改善を目的にした事業であります。中にはやっぱり顧問を持って部活動に関係ない顧問がついたり、ましてや好きな、例えば項目を前向きにする先生か、多分2通りあると思います。

そういう中で、前向きな先生とやはり否定的な先生と二極化した中で、このような制度にな

ってきたことには、なかなかちょっと大変なのかなと思っております。これにつきまして、地域移行に関してでございますが、早期に令和3年に質問した際でありますけれども、現状がこれから、平日もそういうふうになっていくということでありまして、現状の平日の部活動においても、放課後の指導者確保においても取組は難しいのかなと思っておりますが、これは学校の現場を見てきた浅井教育長、もし現場の風土を見た感じで、もう先生方の反応というのはどうだったのか、お伺いします。

教育長 ご質問ありがとうございます。

やはり部活動の地域展開に関しましては、国の制度が延長になったのと同じように、かなり様々な問題が絡んでいるのは間違いございません。ただ、明確に先が見えていますのは、学校にこれまで日本の国内の学校において、全てのものが部活動も含め、かなりの業務内容を学校の教員が背負ってきたという事実を踏まえて、どんどん地域と協働的な学校教育を推進していこうという流れは間違いございません。ですから、延長にはなっているものの、もう早晚、部活動が地域に展開していくということは、確実なものと認識しております。

学校の教員の中の様子を見ましても、数年前までは、どうしても自分は部活動で身を立てていこうという教員は確かにおりました。ただ、どんどん学校の本務である、教育の本務である授業や教育活動に、部活動ではない本丸の授業を核にした教育活動に専念していきたいという、そういう思いの教員がどんどん増えていることも間違いございません。

ですから、この中において、舟形町当町としても地域展開を、他の市町村等にも遅れを取ることなく積極的に進めていって、子供たちの生徒たちの確実な活動の場所を保障していきたいと考えているところでございます。

2番 貴重な意見ありがとうございます。

先生方には、そういうふうな形で、もう意識的にはそういう方向性に向かっているということでありまして、実際、今は休日というか、休日的なものでクラブ活動等を行っております。

これはやっぱり平日ともなると、なかなか指導者の確保に向けてはちょっと難儀するのかなと私自身は思っていますけれども、まず、今現在ですけれども、中学校の全体84名、加入率が生徒全体の88%の生徒が、まず部活動に加入しているようでございます。

一応、部活動については、任意的な感じで部活に入らなくてもいいようなスタイルになっていると思いますけれども、まず送迎についての件ですけれども、残りの12%の生徒さんは、学校が終わった放課後、部活動で関係ない場合は、スクールバス等は分散して運営しているのでしょうか。

町長 まずは、地域移行に、今地域展開になりましたけれども、基本的に叶内議員と同じ考え方を私も持っておりまして、やはり高齢化、少子化とか人口減少、少子化というふうな中でい

て、この最上地域におけるエリアの広さというのが、一つはハンデになっていて、子供たちがしっかりと自分のやりたい競技種目をやれないというふうなことが一番不幸なんだろうと私は思っております。

そういったところを、何とか我々の段階でも、ましてや舟形町がリーダーシップを取ってでも、そういったところの機会を与えてあげられるような、そういう仕組みもつくっていききたいというふうな思いはございます。

今、ご質問にあった部活動をしない方の送迎等については、教育課長より答弁をさせていただきたいと思います。

教育課長 ただいまの質問の現在部活動に加入していない方の帰りの送迎手段についてお答えいたします。

平日についてなんですけれども、学校が終わった後のスクールバスについては、2便体制で対応しておりまして、部活動に加入していない方は学校が終われば、すぐこのスクールバスで帰ると。部活動に入っている方は部活動が終わってからのバスもございますので、そちらを活用して下校しているというふうな体制を取っております。以上です。

2番 ありがとうございます。

今後の展開として、休日のスクールバス運行に関する事等の話し合い等も行っているようですけれども、今現段階において野外活動、今、合同でやっているのがサッカー部と野球部とありますけれども、まず、サッカー部についてですけれども、今の真室川のほうのコートで練習していくというような話を聞いております。

やはり今後展開するにしても、やはり競技場所として認定されるのは、最上町と真室川町の芝のコートが多分優先されるのかなと思っております。

ただしかし一方では、やはり子供のためとはいえ、合同になって真室川まで送迎をしなければいけないという、一つのやはり保護者の負担もあります。そこでですけれども、先ほど言いました休日のスクールバスの利用というのは、今後、例えばそういう合同チームだったりにした場合に、他町村に行った場合にも、スクールバスまたは町の公用車を、保護者の責任の下に保険を掛けながら、この間堀内で買物ツアーみたいな感じでやっていたような活用方法はできるのか、その点伺います。

町長 先ほども言いましたとおり、やはりこの人口減少、少子化というふうなところでいくと、最上地域のエリア、大阪府とか、香川県と同じ面積を持つという中にいる我々が、大きなハンデになるということは確かでございますので、そういった点についても国のスポーツ協会の会長である遠藤先生の話とか、理事長の話とか、いろいろお聞きしたら、オンラインで指導するんだみたいなことを言っていて、オンラインで指導できる競技とできない競技があるんじゃないかと思いつつも、そういったことも、上のほうでは考えているようで

ざいます。

スクールバスの利用の形態等については、教育課長より答弁をさせていただきたいと思います。

教育課長 ただいまのご質問で、クラブ化になった場合、今現在夜間練習、クラブ保護者練習については夜間練習が主に行われているんですけれども、例えば今言われたサッカー部が真室川で練習する場合なんですけれども、そのときについては、やはり夜間ということで、今平日については、スクールバスの運行は、そこは認めていない状況でございます。

土日についてですけれども、土日については、例えば部活なりクラブが遠征なり、例えば真室川で練習したいというふうな場合については、その場合については、スクールバスは対応しているというふうな状況でございます。

昨年12月に部活のクラブ化地域移行に関してアンケートを取りました。そのときのやはりその保護者の負担、課題については、やはり送迎について負担であるというふうな結果が多かったように記憶しております。

今後やはりそこについては、クラブ化が進んだ上での課題の一つだなというふうに考えております。今現在でクラブ化になった場合とか、夜間のスクールバスの運行についてというふうなところは、はっきり決まっていない状況でございます。以上です。

2番 やはり最上郡というのは確かに広い範囲でございます。やはり移動手段というのがやはりもう端から端のようなスタイルになりますけれども、ちょっと提案的なもので言いますけれども、やはりそこへ向かう保護者、今は昔みたく人を乗せていくとか、あまりしなくなってやっぱり安全性とか、そういう部分で、個人個人がお子さんを送迎するような形になっていきますけれども、やはりこれからまず地域に移行になったまず最上範囲の活動になった場合ですけれども、やはりこの間、堀内の買物ツアー的なもので、町の農林専門職大学のバスや町のバスを、まず活用した取組をしていますけれども、もしそういうものが、そういう空き時間があった場合に、保護者、責任者を出しながら、保険も掛けながら、そういう地域移行になった場合に、送迎で活用できればいいなと思っていますけれども、その点のほうもちょっと取組をと思いますけれども、その点についてどう思われますか。

教育長 やはり今、部活動の地域展開につきましても、まだまだこの過渡期で、これからどうなっていくのかということ、どんなクラブがどこで活動をし始めて、生徒たちがどの場で活動するのかということも含めて、非常にまだまだ見通しが立たない部分もございます。

今後、検討していく際に当たって、今、叶内議員さんから質問があったような点も踏まえて、町としても検討していきたいなと考えております。

2番 よろしくお願ひいたします。それであと、クラブ活動について今回、前回の定例会でも質問しましたけれども、まずは若あゆ多目的グラウンドは、この答弁では検討していないとい

う答弁でありますけれども、まずこれは一つ、これは地域活動ではない形で、今回復旧的なものでちょっとお伺いします。

まず、復旧の方向性としては、土砂撤去等とありますけれども、これは既存したまづ野球ができる環境に戻るのか、そこまで想定しているのか、まずお伺いします。

町長 のり面の一部復旧については、県のほうで対応していただけるというふうなところでありますが、若干昨年よりも後退したようでございますので、そこは県のほうともう一回、協議しながらというところがございますが、まず基本的には、現在土砂がグラウンドのほうに流入している部分等については、今のところ撤去をして、のり尻に最低限でも、のり止めをするというふうなところの工法を、選定してやらざるを得ないだろうというふうに思っています。

一方で、今、2番議員さんからご質問にあったのは、恐らくバックネットのことであろうというふうに思いますが、バックネット等については、町の持ち出しで復旧せざるを得ないという状況でございますので、今のところその復旧については考えていないというふうな状況でございます。

2番 まずは、今回2月にですけれども、アジサイベースボールという所属チームが野球チームとして発足されました。これは、今までは最上球場とか、利用していた拠点を舟形町で活動したいという旨があった中で災害に遭ったらしく、本来であれば、多目的グラウンドを活用し、このアジサイクラブというのは、軟式から硬式まで両方とも見るような形であります。舟形中学校の既存の野球の場所は、まず軟式としてその活動場所はよしとして、これからアジサイクラブチームが地域組織として、他町村の受皿になるような形になっていくのであれば、できればやっぱり多目的グラウンドでの活動をしていただきたいと思います。

やはり管理状態についてですけれども、一応あそこのグラウンドを活用して15年ぐらい前にナイター設備も整備されておりました。実際今契約を切っているようですけれども、15年前の、まず契約、年どれくらいかかるか、それと現在した場合はどれくらいかかるか、分かれば教えてください。

町長 まず、ちょっと誤解があるようでございますので、今回アジサイベースボールクラブというのは、硬式のチームではございませんで、軟式のチームというふうなことで連盟のほうに登録しているものであるというふうなことであります。硬式チームについては、別組織だというふうなことで伺っております。

主には中学3年生、要は中体連が終わってから高校に行くまでの硬式になるためのチームが実際というふうなチームであって、それを母体にして地域展開というふうなことで、部活がそういうふうに移行されるというところで、その受皿として私たちがというふうなことで進めているようなところでありますので、あそこの球場で硬式の練習をするというふうなこと

は想定されていないようでございます。

電気料金等については、ふるさと応援推進室長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

ふるさと応援推進室長 ただいまご質問あった電気料につきましてですけれども、まず15年以上前の話というところで、詳しい契約内容というところは分かりませんが、使用月の基本料金も、月によって若干の変動があったようですけれども、約14万2,000円程度でありました。使用しない冬期間の基本料金につきましては、約8万4,000円程度ということで、年にいたしますと135万円程度の基本料金であったようであります。

また、使用料金といたしましては、大体5,000円から1万3,000円程度の範囲で推移していたようでございます。さらに、今現在契約したら幾らなのかというご質問なんですけれども、基本料金のほうをシミュレーションしてみますと、月ですけれども、21万5,360円程度というところでございます。

ただ、力率というものがございまして、そちらのほうで100%の場合、15%の割引が適用されるというようなところで、適用された場合につきましては18万3,056円程度になると見込まれます。割引が適用された場合でも、年164万7,000円程度の基本料金が発生するというようなところでございます。

そのほか燃料費調整額とか、再生可能エネルギー発電促進賦課金といったものも、関係してくるようでございます。以上です。

2番 ありがとうございます。

先ほど町長が硬式ではないという話でしたけれども、今後ということでお聞きください。今現在、本来であれば、多目的グラウンドで練習をする予定だったということでもありますけれども、今の段階ではやはり2年生の中体連が終わってから3年生、高校に向けての練習をしているということでもありますけれども、やはり、その練習場所が本来であれば、多目的グラウンドのほうでしたいなということがありました。それは軟式か、硬式か、ちょっと分かりませんが、ただ、そうやって展開的なものがあるもので、今そこでの練習ができないことで今、福田山とか日新中を拠点にしているようです。

ただ、今後の話でお聞きください。やはり、そういう地域展開でした場合に、やはり舟形町では大学生も受け入れているような環境もありますので、やっぱりこの最上地域の生徒さんも含めた練習場をぜひ舟形町で進んでいきたいな、いけたらなと思っております。これはこれから先のことなので、そういう検討もよろしくお願いいたします。

町長 まず、いろいろとアジサイと野球連盟と硬式の連盟というのが、まず一つ違うというところから始まって、いろいろ確執もございました中でいろいろな問題もございますし、基本的に軟式の野球であれば、舟形中学校のグラウンドについては、十分でないかもしれません

が、ナイター照明もございますし、それなりの練習は可能でありますので、ぜひそこを使っ
ていただいて問題はないというふうに思いますので、今のところ若あゆ温泉の下のグラウン
ド等についての利用の構想としましては、縄文ミュージアムの建設というふうな部分も一部
ございますので、今後の利用等については、いろいろ検討をしていかなければいけないとい
うふうに思っております。

そういった意味で、アジサイという方々が利用するというふうなことについて、専用的に復
旧するというふうなことは、なかなか難しいかとは思いますが、先ほども申し上げましたと
おり舟形中学校のグラウンドは、どこも使わなくなるわけでございますので、ぜひ、そこを
活用して、最上郡内から管内から、子供たちが集まって利用していただければ、ブルペンも
ございますし、トイレもあります。そういった環境でございますので、ぜひそちらのほうを
利用していただければというふうに思っております。

2番 ありがとうございます。

まず、早期の復旧を目指していただきたいと思います。また初めて聞きましたけれども、縄
文ミュージアムという話も出たので、後ほどまた質問させていただきたいと思います。

続きまして、時間もないので、生成A Iについて質問いたします。

やはり、近年ですけれども、生成A Iを活用した事業を展開されております。県のほうでも
建設D Xということで、スマホと連動した道路の環境整備を、コスト削減に向けた取組を行
っております。

国のほうも、今年の夏頃に、そういう方面を重視するようなことになっているようでござい
ます。やはり人員を減らすのではなく、やはりより充実したサービスが可能になるのではな
いかと思って、職員の削減ではなくて、A Iを活用すれば、幅広い、もうちょっと住民サー
ビス、町民サービスができるのではないかという提案でありますので、やはりそういう機能
にのっとった取組も、今後必要ではないのかなと思いましたので、ご検討よろしく願いし
ます。

町長 その点については私も同感でございまして、一時期、合併問題がささやかれていた頃には、
町民100人に1人しか要らないというようなことがありましたが、全国どこの町村も今そうい
うことを言っているところはございません。

やはり、私の考え方的には、職員が、人が仕事をするんだというふうに思っておりますので、
生成A Iなり、デジタルというふうなものについては、1番議員さんの質問でもお答えしま
したが、真ん中に集めるのではなく、それぞれの地域に住みながら、そしてそこで便利な生
活、そういったものが行えるような、そのツールとしてのデジタル化を進めていくというふ
うなこと。

あと、やはり職員が今までの業務が煩わしかったものを、そのツールを使って、空いた時間

をさらに町民のために使えるというようなことに使っていければというふうに思っておりますので、その考え方は2番議員さんと同じでございます。

2番 時間もないので、最近では、先ほど奥山議員の質問にもありますけれども、やっぱり農業の法人化という形でやって、この間ニュースでしていたのが、やはり1人が起業家として、生成AI等を使って、東京ドーム何個分のやつを法人化して、数名で運営しているという話がありました。

できれば、そういうふうなことも、まずデジタルファースト推進室もあることですから、いろんな業務があります。その中で活用していただければと思います。

これで質問を終わります。

議長 以上をもちまして、叶内昌樹議員の一般質問を終結いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

明日は午前10時より再開をいたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後2時22分 散会

令和 7 年 6 月 12 日（木曜日）

第 2 回舟形町議会定例会会議録

（第 2 日目）

令和7年舟形町議会第2回定例会第2日目

令和7年6月12日（木）

出席議員（10名）

1番 伊藤 廣 好	6番 奥 山 謙 三
2番 叶 内 昌 樹	7番 佐 藤 広 幸
3番 荒 澤 広 光	8番 八 畝 太
4番 伊 藤 欽 一	9番 石 山 和 春
5番 小 国 浩 文	10番 斎 藤 好 彦

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	新規就農・女性活躍支援室長	岡 崎 千恵子
副 町 長 伊 藤 幸 一	地 域 整 備 課 長	伊 藤 秀 樹
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	鍛 冶 紀 邦	地 域 強 靱 化 対 策 室 長
デジタルファースト推進室長	佐 藤 仁	伊 藤 英 一
まちづくり課長	曾根田 健	会 計 管 理 者
ふるさと応援推進室長	野 尻 誠	相 馬 広 志
住 民 税 務 課 長	豊 岡 将 志	総 務 課 財 政 係 長
健 康 福 祉 課 長	沼 澤 一 征	仲 野 健 太
農 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	斎 藤 雅 博	教 育 長
		浅 井 純
		教 育 課 長
		森 英 利
		代 表 監 査 委 員
		齊 藤 徹
		監 査 事 務 局 長
		大 場 健 一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	大 場 健 一	事 務 補 助 員	大 場 正 江
-------------	---------	-----------	---------

議事日程

日程第 1 一般質問

日程第 2 承認第 2号 令和6年度舟形町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認について

日程第 3 承認第 3号 令和6年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）の専決処分の承認について

- 日程第 4 承認第 4 号 令和 6 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第 4 号）
の専決処分の承認について
- 日程第 5 承認第 5 号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の
承認について
- 日程第 6 承認第 6 号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
の専決処分の承認について
- 日程第 7 報告第 3 号 令和 6 年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告につ
いて
- 日程第 8 報告第 4 号 令和 6 年度舟形町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 9 報告第 5 号 株式会社舟形町振興公社経営状況の報告について
- 日程第 10 議案第 29 号 令和 7 年度舟形町一般会計補正予算（第 2 号）について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 再開

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから2日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長 日程第1 昨日に引き続き一般質問をお受けいたします。

順次発言を許可します。4番伊藤欽一議員。

4番 おはようございます。

さきに通告しておりました防雪柵を含めた安全対策はについてご質問をいたします。

令和4年12月定例会で、県道新庄舟形線の河川公園付近に「防雪柵設置の要望を」についての一般質問をしました。県からは、道路が堤防を兼ねており、堤防内に防雪柵の支柱や基礎を設置することは、堤防を脆弱にすることにつながり、極めて難しいとの回答でございました。

その後、防雪柵設置に関して、町は県と協議や情報交換などは行っていないのか、お伺いします。

この地区には、舟形小学校やほほえみ保育園、福祉施設「てとて」のほか、子育て支援住宅などがあります。また、令和13年度の供用開始を目指し、舟形中学校も移転する予定になってございます。移転後は、スクールバスや送迎車両の通行、高齢者運転の車両などがますます増加すると思われます。特に、冬期間はホワイトアウトが発生し、極めて危険な状況になります。

県道、町道の交通事故防止対策が重要な課題と思いますが、防雪柵の設置を含めた安全対策について考えをお聞きます。

町長 おはようございます。

それでは、4番伊藤欽一議員の「防雪柵を含めた安全対策は」についてのご質問にお答えいたします。

県への要望については、令和4年12月の定例会以降では、最上総合支庁建設部への要望を経て、令和5年10月23日に地元県議会議員と共に県土整備部長へ要望書を提出いたしました。

県土整備部長の回答は、「堤防に防雪柵を設置することは、支柱が連続して堤防内に入ることになり、決壊につながるおそれがあるため、工作物設置許可基準においても許可されていない。防雪柵によらない安全対策を考える。」でありました。これを踏まえ、県では、令和5年度の冬から町道舟形小学校線との丁字路に発光式のデリネーター（視線誘導標）を設置しております。

以上の経過から、ご質問の防雪柵設置については、堤防決壊等重大な事故につながるおそれがあり、現状では極めて難しいと考えております。

山形県警察のデータによりますと、新庄舟形線の亀割バイパスから国道13号までの区間の交通事故は、平成29年以降16件発生しておりますが、当該箇所では0件でありました。また、町全体では、特定の場所で事故が多発している事例はありませんが、傾向として交通量の多い道路への進入や合流部分での事故が多いように感じます。

このような事故状況から、町の交通安全対策は、継続的な啓蒙や注意を喚起する標識等の設置が重要であると考えます。

4番 それでは、何点か再質問をさせていただきます。

今回の答弁に関しましては、前回質問したときの答弁とほとんど内容は同じであります。基本的な考えは理解しますが、冬期間にこの区間で発生するホワイトアウトに遭遇した経験のあるドライバーの皆さんは、口々にこの視界不良によって、途中で止まったりすると、前の車両に追突したり、後ろからまた追突されたりというような、そんな不安を抱いたというようなことで、非常におっかない思いをしたという声を口々に聞いております。

昨日の荒澤議員の一般質問でもありましたけれども、短期アクションプラン基本目標にある、くらし・生命を守るまちの観点からも、実効性のある対策が私は必要でないのかなというふうに考えています。

最後のくだりのほうで、答弁の継続的な啓蒙、注意を喚起する標識等の設置が重要である。確かに重要ですが、やはりこのホワイトアウトに対する考えというのは、啓蒙だけでなく、やっぱり実効性のあるものがいいかなというふうに思うところであります。そんなことを踏まえて、町長の考えをお伺いします。

町長 4番議員さんの言われることは当然であり、私も理解するところでございますが、前にも申し上げたかとは思いますが、こういう県央道路、例えば戸沢村の国道47号の蔵岡の道路、これらについても要望があるようです。

しかしながら、堤防に防雪柵の基礎を連続で打ち込むというようなことについては、やはり堤防という性質上、できないというふうなことでありますので、できないものをやれというのは、これは無理な話だというふうに思いますので、できる範囲の中で、気をつけていただくというふうなことにしかならないだろうというふうに思っております。

今回の蔵岡地区を見ても、堤防は破壊されませんでしたけれども、堤防を越えて来ているというふうな状況もございます。万が一の場合に、冬場のために夏、その堤防を住民の堤内地の安全を守るためのものが、それによって破壊されて危険になるというふうなこともありますので、そういったところで、やはり道路管理者の考え方、もしくは河川管理者の考え方というのが非常に重要だというふうに思いますので、我々はそこを通る通行者に危険があると

いうふうなことを啓蒙していくしかないだろうというふうに思っています。

運よく国道47号から一般県道、主要地方道の新庄舟形長沢線というふうなところで、県道に落ちて交通量も若干落ちている。そして、そこを通行する方々については、主に町内の方が多いというふうなことでありますので、そういった面では、町民の方々に注意喚起をこれからも続けていくというふうなことでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

4番 町長言われるとおりでとは思いますが。やはり河川法による工作物設置許可基準、これを確認したところ、第12条に道路というふうな項目がございます。その中に、第27の202道路附属物の基礎は、計画堤防内に設置しないことを基本とする。ちゃんとこういうふうなうたわれており、基礎を入れることにより、答弁されたとおりの結果につながるおそれが生じるので、やはりそれは無理だろう、難しいだろうというのが、やっぱりこの法律の中でもうたわれているところでもあります。

しかし、やはり生命財産を守るに当たって、町長がやっぱり啓蒙していくしかないというふうな答弁も今ありましたけれども、果たしてそれだけでいいのかなというふうな、非常に不安に思っているところでもあります。

確かに、道路に関しては県道で、道路管理者は県でありますので、町がどうのこうのという、まずそういった問題ではないというふうに思いますけれども、やはり生命財産を守る、特に命を守る観点から、防雪柵でなくても、何かそれに代わるものがないのか、それをやっぱり今後検討をしていかなければならないのではないのかなというふうに思うところでもあります。その点について町長のお考えをお伺いします。

町長 県のほうでも一生懸命考えていただいてデリネーター（視線誘導標）を設置したというふうなことでありますが、現在のところ4基というふうな少なさでありますので、引き続き多く設置してもらおうというふうなことで、あとは警察に協議して、ホワイトアウトになりそうなところは通行止めをするというふうなことしかないのではないかなというふうに思います。

あとは、やはり安全に通行していただくという、そこを通行する人のドライバーというふうな方々の安全意識というふうなものを、しっかりと持ってもらおうという以外になかなか手だてはないのではないかなというふうに思います。

4番 今、視線誘導標という話が出ました。しかし、防雪柵と視線誘導標というのは、役割が違うのかなと。防雪柵というのは、やはり吹雪で発生する道路の吹きだまり、雪の吹きだまりで、視程障害を防止するための柵であり、視線誘導標というのは、道路の路側や中央分離帯などに設置しまして、ドライバーの視線を誘導するために用いられる施設だということで、特に、やはり夜間の見通しの悪い道路、カーブ、そしてトンネルなどに注意が必要な場所では、この視線誘導標（デリネーター）は重要な役割を果たすというのが基本的な考え、役割

であると思います。

今、町長がおっしゃいました4基ほど設置しているというようなことで、私もあそこをずっと通っているわけでありまして、正直言って、4基で、試験的にやったのかどうか分からないんですけれども、非常に不安というか、見えないのが実情でありまして、夜間であると確かに今雪のないときは、あそこに何かあるなというような、やっぱり見当はつきまず、今の段階では。

ただ、今年の冬ですけれども、ちょっとやっぱり日中に関しては非常に分かりづらいですね。この反射はするんですけれども、そんなことで、今言われましたそのデリネーターをもっと距離、長い距離なんで、ある程度設置しないと、ちょっと視線を誘導できる、ドライバーを誘導できるというのは難しいのかなというふうに思ったところであります。

誘導標というのは、防雪柵の代替として設置するのであれば、今回4基を設置していますけれども、果たしてこれが防雪柵の代わりというか、代替できるかどうかは、ちょっとそれはその性質上分からないんです。

例えばこれは令和5年の冬から、県で設置したということなんですけれども、その冬期間において、そこを通行する方々、例えばモニターさんか何人かを設置して、委嘱というか意見を聞くようにして、果たして冬期間、どうだったのかというような意見を集約しないと駄目なのかなという、もし今4基でありますけれども、例えば100メートル、200メートルの範囲にそれを設置した段階で、例えばホワイトアウトに近いような状況になったときに、果たしてそれがドライバーにとってどの程度有効に活用できるのか、そこら辺を検証しないと、大変言葉は申し訳ないんですけれども、本当に申し訳程度につけたのであれば、やはり有効なお金の使い方ではないのかなというふうに私は思うところであります。

そんな観点から、今後今年の冬に関してそういった形で、視線誘導標をもっと有効的に長く設置して、ドライバーの意見を聞く、日中に関してはなかなか特定の方はいないんで、例えば郵便局の配達をなさっている方とか、やっぱりそういった方々をお願いして、意見を聞くというのも一つの手だと思いますけれども、これから活用していく上で、そんなことも必要でないのかなというふうに考えたところでありますけれども、町長の考えはいかがですか。

町長 当然、視線誘導標と防雪柵の役割は違うというふうなことは、4番議員さんと同じ認識でございます。しかしながら、県のほうとしても、要望があり困っているという実情を認識した上で、それに代わるものというふうなことで試験的にデリネーターを設置したというふうなことでありますので、それに代わるものとは違いただろうという、そのとおりだと思います。

しかしながら、県でできる範囲の内のことといえば、そこしかなかったというふうなことだというふうに思います。それを検証しろというふうなことでありますが、やはりホワイトアウトというふうなところの状況で走った上で、どうかというふうなことだというふうに思い

ますので、通常の昼間、夜間の通行においてデリネーターがどれだけ役割を果たしたかというのは、視線誘導標の役割というふうなことだというふうに思いますので、ホワイトアウト時に通行してどうかという検証が必要なんだろうというふうに思いますので、そういったところも含めて、県のほうにお願いをするしかないんですが、やはり、国道47号のあれだけ交通量の多いところで、ホワイトアウトが発生するというふうなところでも、対応が国のほうでもできていないという中で、県のほうでやはり代わる手だてというふうなものについては、恐らく見いだせないんだろうというふうにと思いますが、町としましては、できるだけ何か手だてを講じられるように、引き続き要望してまいりたいというふうに思います。

4番 やはりあくまでも県道でありまして、県の管理道路であります。やっぱり町からすれば、今町長言われたように、要望する立場でありますんで、そこら辺は明快な回答はできないのは承知しておりますけれども、やっぱり道路管理者として、歩行者と車両が安全に通行できる対策を講じるというのは、これは当然の義務であると思っております。

今言われましたように、ホワイトアウト時に関してのデリネーターの役割というものを、非常にあそこに防雪柵が設置できないのであれば、それに代わるものというのは、有効に活用できればそれもいいのかなというふうに思いますけれども、やはりどの程度大丈夫なのか。例えば100メートルに1本、50メートルに1本、その点もある程度、できる範囲でとは思いますが、そのデリネーターの活用方法を検証していかないと。

ただ、つけたというだけでは、ちょっと不安視されるのかなというようなことで、やっぱり実際にそういったデータを取るというのは、ちょっとおこがましいんですけども、ある程度検証して、これならというふうなことを基に、やっぱり50メートルに1本、30メートルに1本、特に夏場は外しても冬期間に関しては、そういうふうにやっていくというようなことを、県のほうにできれば要望などしていただければ、私はいいのかなというふうに思います。あくまでも、町で設置するんじゃなくて、県で設置するんで、スタンスとしてはそんなスタンスで向かわなければならないのかなというふうなことは思います。

あと、もう一点ですけれども、町道に関してでありますけれども、今後あそこの中学校が来るとすれば、例えば今小学校一関線、あそこに関しても、今後どういった形になるか分かりませんが、あそこもちょっとホワイトアウトになるか、ならないか、そこら辺の町道に関しても今後検討していったほうがいいなというふうに私は思います。

やはり人口が少なくなっていくのに関しまして、町長がよく言っている、やっぱり住みやすい町、そんなことで、冬期間も安全で暮らせる町、特に車がないと買物に行けない買物難民が増えてくると、いろんなやっぱりそういった条件が出てきますんで、そこら辺、県道は県道でやっぱりそういった要望をしていただきますけれども、町道に関しても、今後そういった危険のある箇所なんかに関しまして、随時、やはり特に冬期間に関して、そういった状況

下に発生するかもしれないかも併せて、大変だと思いますけれども、調査をしていただければというふうに思います。そこら辺、町長の考えをお伺いします。

町長 町道についても、常時ホワイトアウトになるというふうなことで、運転する運転者の視界が不良になるというふうなことで住民から、もしくは議員さんからの要望というのはございません。

ただ、そういった要望があって、必要とすればというふうなことになりますが、やはり町道、県道、国道という交通量の差が大きくあります。そういったところで、そういった施設まで必要なかどうかというふうなところが、大きな問題だというふうに思います。

一時的に停止して、ホワイトアウトが収まるのを待っていくことの可能なような、そういう交通量であれば、問題はないだろうというふうに思いますし、これからいろいろな気象条件が変わってくるというふうな中で、どう対応すべきかというふうなことについては、今後の状況を見ながら、町のほうで判断をしていきたいというふうに思います。

4番 ありがとうございます。

まずは、県道に関しての防雪柵設置に関しては、今言われたように、法的なことも関連しますんで、なかなか難しいというのは理解をしたところであります。何回も申しますけれども、そのデリネーターをうまく活用できるような対策というか、活用できるように、今後何かの形で検証していただければいいのかなというふうに思ったところであります。

あと、例えばホワイトアウトが発生したときには、やはり一旦ハザードをつけて止まる場合もあります。そんなときの例えば注意点とか、ホワイトアウトに遭ったときの回避の仕方とか、そういったものを参考になるようなものがあれば、例えば、県とか警察とか、いろいろご相談をさせていただいて、そういった指針まではいなくても、参考になるような何か対策を町民の皆さんというか、ドライバーの方々に周知できるような、何かそういったものを今後考えていただければいいのかなというふうに思います。

ただ、それをやったから、それが万全だというわけでもないんですけれども、やはりホワイトアウトになったときにどうしたらいいかと、やっぱりドライバーもその時点で戸惑う場合もあるんで、そんなことないように、ホワイトアウトに遭ったときには、こういった対象方法もあるよというような、参考になるものがもし今後つくれるのであれば、それを活用してドライバーの皆さんにお知らせすることも私はいいいのかなというふうに思います。そこら辺の考えはいかがか、町長にお伺いします。

町長 ホワイトアウト時の運転方法等について、どのような指導が警察、もしくは自動車学校等でなされているのか、そこら辺は私のほうでは今のところ分かりませんが、そういった何らかの手だてがあるというふうなことであれば、降雪期前に広報、チラシで呼びかけていきたいというふうに思います。

4番 令和13年度、あそこに中学校の移転が開始されれば、先ほど言いましたように、ますます通行車両が多くなると思います。そのことも十分に考慮しながら、万全な交通対策を講ずるよう期待をしまして、私の質問を終わります。よろしくお願いします。

議長 以上をもちまして、伊藤欽一議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、7番佐藤広幸議員。

7番 それでは、私からは、前に通告しておりました新教育長に聞く子供の未来と臭気問題の対応についてと題して一般質問をさせていただきます。

町の学校教育指導の重点としては、ヴィーナスプランがあります。その目標に、2つの力、確かな学力・自立する力と3つの心、豊かな心・向上心・愛郷心を掲げています。また、基本方針として、1つ、共に学ぶ探求型学習（知）、2つ、共に育つ豊かな心・たくましい体（徳・体）、3、共につくる魅力ある学校（地域）とあります。

浅井教育長は、舟形町の学校教育には長く携わってこられましたが、教育長に就任して、改めてヴィーナスプラン推進に、教育長としてどのような考えで臨んでいき、子供たちの未来がどんな形になろうとしているのか、質問をいたします。

2つ目、臭気問題の対応について、現在、町には臭気についての苦情や相談がどの程度寄せられているのか。また、その対応をどのように取っているのかを質問いたします。

以上、2問です。よろしくお願いします。

教育長 7番佐藤広幸議員の「新教育長に聞く子供の未来」についてのご質問にお答えいたします。

学校教育指導の重点「ヴィーナスプラン」に掲げる2つの力、3つの心は、目標である「共に生きる力を持った子供の育成」を支える、揺るぎない資質であると認識しております。また、これを受けた3つの基本方針に沿った教育こそ、子供たちの豊かな未来を築いていく礎になるものと確信しているところであります。

グローバル化による社会の多様性、急速な情報化や技術革新など社会が大きく変革し、先を見通すことが困難な時代を迎えている今、教育の在り方も新たな状況に直面しております。そうした中で、子供たちが自らの生涯をたくましく生き抜く力を培っていくためには、どのような学校教育が求められるのか、教育長としての所信を述べさせていただきます。

子供たちが予測できない未来に対応していくためには、社会の変化に受け身で対応するのではなく、一人一人が主体的に対象と関わり合っていくことが重要であると考えております。この過程を通して、子供たちが自らの可能性を最大限に発揮し、よりよい社会と幸福な人生をつくり出していく姿を求めていく所存です。

学校においては、答えや解き方が決まった問題を効率的に解ける力を育むだけでは不十分になっていると認識しております。日々の授業では、複数の情報から何が重要であるかを子供

たちが主体的に判断し、自ら問いを立て、その解決を図るために、他者と協働しながら、新たな価値や考え方を生み出していく姿を求めていると考えております。

また、こうした子供たちの姿を実現していくためには、学校の意義についても、もう一度見詰め直していく必要があると感じております。学校は社会への準備段階であると同時に、学校そのものが子供たちや教職員、保護者、地域の方々などから構成される一つの社会でもあります。

子供たちは、こうした学校も含めた社会の中で、様々な人と関わりながら学び、成長していく存在であることを踏まえ、当町の教育においては、これまで以上に、多様な他者との関わりを重視していきたいと考えております。

それは、子供たちが様々な他者との関わりを通じて自分を見詰め、長所や短所を自覚しながら協働することで、自分の活動によって何かを変えたり、社会をよりよくしたりできることを実感できるからであります。

こう考えると、子供たちが予測困難な未来を切り開いていくためには、学校が社会や地域との接点を積極的に模索し、多様な人々とのつながりの中で、子供たちが学ぶことのできる開かれた教育環境が不可欠になります。これはまさに既に当町でも取組を推進しているコミュニティ・スクールの理念に合致するものですので、迷うことなく前に進めていく所存でございます。

さらに、社会や地域とのつながりの中で学校教育を展開していくことは、少子高齢化などの課題を乗り越え、地域の未来を切り開いていくための大きな原動力にもなり得るものと考えております。地域ぐるみで、子供たちの成長を見守ることで生まれる「絆」が、地域活性化の基盤になっていくという好循環をもたらすからであります。

ここまで述べてきた子供と学校の姿は、本町の「ヴィーナスプラン」に掲げる3つの基本方針に見事に合致することを再認識しているところであります。

「共に学ぶ・共に育つ・共に創る」に共通する「共に」は、「共生社会」を象徴する言葉です。性別や年齢、障害の有無などによらず、誰もが一人の人間として対等につながり合える関係こそ、人工知能が人類を超える「シンギュラリティ」にも脅かされない、人類最強の武器であると確信しているところです。

以上のことを踏まえ、当町では、よりよい学校教育を通じて、よりよい地域をつくるという目標を掲げ、決して学校教育を学校内に閉じることなく、目指す子供の姿を全ての町民と共有・連携しながら実現させていく所存でございます。

なお、ここで述べたことを踏まえ、第7次舟形町総合発展計画の具現化を目指す「第1次舟形町教育振興計画」を、今年度中に策定する予定であることを申し添えます。

町長 続いて、7番佐藤広幸議員の「臭気問題の対応について」のご質問にお答えいたします。

現在町内で悪臭防止法に基づく公害が発生した場合は、県が対応窓口となり、問題解決に向けた指導などを実施することとなります。町は、身近な相談窓口として、町民の皆様に寄り添い、これまでも幾つかの相談を受けております。平成29年度以降の相談件数を申し上げますと、平成29年度はメールが2件、電話が1件、来庁相談が1件。平成30年度は電話が2件、来庁相談が3件。令和元年度は来庁相談が4件。令和2年度は電話が2件、来庁相談が1件。令和3年度は某連合町内会より陳情が1件。令和4年度は来庁相談が1件。令和6年度は某町内会より依頼が1件、電話が1件寄せられております。

町に相談いただいた際は、県とも連携して、悪臭の発生時間や被害の程度などを聞き取るとともに、内容に応じて現地に出向き状況を確認しております。事業者に対しては、苦情が寄せられたことを伝え、原因などの調査を依頼します。

その後、聞き取りなどを経て、悪臭の発生が事実と認められたときは、地域住民との良好な関係を保つため、苦情に対する積極的な対応を促しております。

また、加害意識のない事業者に対しては、苦情の発生状況を十分に説明して、現地で状況を確認させるなど、被害を与えている事実を認識させることも必要ですが、これまでそういった事業者はいない状況であります。

相談や苦情が寄せられた場合は、その後の経過について相談者に適宜連絡するなど、丁寧な対応を行っております。

なお、相談者が匿名を希望している場合には、プライバシーの保護に十分な注意を払うことや、事業者の情報で保護すべきものについては、相談者や第三者にも公表しないようにすることも求められることから、こういった事業については細心の注意を払って対応するよう心がけております。

7番 それでは順次、再質問をさせていただきたいと思います。

まずは、新教育長のほうから質問させていただきます。

毎年このヴィーナスプランのこの1枚の別紙と、共に生きる力の育成に向けてという冊子が、議員の下に配られて、毎年読んでいるわけですが、特に近年このヴィーナスプランの1枚冊子の裏側を見ると、ほとんどネットの規制とか、それを見るに当たっての注意事項の内容がほとんどになってきたなというふうに、これも私が議員になってから、初めの頃よりは、ずっと内容が変わってきたことだなというふうに思っております。

それだけ、子供が得られる情報は、地域住民の大人とか他者との関わり合いの中から得られる情報ではなくて、そういう画面のネットとか、テレビとか、そういったものから得られる情報の中での、何ていうんですかね、子供たちの成長が中心になってきているんだろうなというふうに感じております。

そういった子供たちを全国的に見てみますと、非常に子供たちが凄惨な事件に巻き込まれて

しまうというような事件が、とにかくこの現代、世の中に多くなってきたなど、こういうふうに思っています。

そういうことがあって、この舟形町の教育の方針を読むと、いいなと思うのは、この地域の住民の皆様との関わりを重要視した教育方針を掲げているので、そこはいいなというふうに思っておりますが、残念なことに悲惨な事件に巻き込まれる子供が全国的に多いという中で、舟形町の子供たちは、そういったことに巻き込まれないような、そういう教育の中で育ってほしいなというふうに思っております。

共に生きる力の育成に向けてとありますように、人間力のある子供を育てていかなければならないと、こういうふうに思っておりますけれども、教育長のそういったこの世の中と、舟形町の教育方針の中にあって、改めてその部分やネットによって、子供たちが非常に危険にさらされる部分があるんじゃないかという部分に関して、新教育長はどのように思っているのか、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

教育長 ご質問ありがとうございます。

やはりご指摘のとおり、子供たちが標的となる凄惨な事件が、相次いで本当に毎日のように続く中で、大事な子供たちの命を守ることのできる力を育んでいくことは、最重要課題だと認識しておるところです。

特に、ネットの、今ご指摘いただきましたネット社会、ネットの弊害というものも非常に大きな問題として、教育の場でも課題となっております。また、そんな中で、私どもは同時にこうした凄惨な事件を、加害者として引き起こすことのない子供たち、人間を育てていく必要があるなと考えているところなんです。

こうした人間力、今ご指摘いただいた人間力こそ、この中核にある舟形の教育が掲げる、共に生きる力という言葉につながっていくのではないかなと感じているところなんです。共に生きる力というのは、私の解釈では、他者を信じ、誰かを信じ、誰かとつながる力であるかなと考えております。

ネットは確かにつながるんですが、心まではつながれないと認識しております。私たち人間が決して一人では生きていけないんだということを自覚しながら、誰かの存在を大切にできる力を、殺伐としたこの世の中を変えていく力にしていきたいなと考えているところなんです。

ちょっと例を挙げさせていただくと、このたび登校、朝の小学校への登校時に、たった2人で、小学校の低学年の子供が国道を横断していると。心配でお母さんが毎日4月から送迎をしておりました。そのことを非常に気にかけくださった地域の方と、私は話しする機会がありまして、安全確保のために、毎朝呼びかけをしたところ、町内の方に呼びかけをしたところ、毎朝一緒にその子供たちと通学路を歩いてくださる方が出てきました。

国道を横切って、早速昨日私も拝見したところ、子供の安心感にあふれた表情と、あとは地

域の方が、寄り添う地域の方の頼もしい姿が、とても頼もしくまぶしいなと思って、拝見したところでありました。

こうした人のつながりの中で、子供たちは間違いなく人を信じる力が育まれていくと思います。そして地域の方にも、有用感とか、活力がみなぎってくるんじゃないかなと考えているところです。大切な人間力となる、これが共に生きる力なのかなと。

こうした中で、子供たちを見守って育てていきたいなと感じているところです。

7番 なかなかいいつながりができてきているようで、少し安心したところでもあります。また、その延長線上のことになりますけれども、そもそも一般、例えばこの冊子の中にある、3ページにある、地域に育ち、地域を育てる町民の育成、これがまさに今教育長が答弁してくれた地域が育ってきたあかしのまず一つのはしりだというふうに思うんです。ですが、もっと大きな目で見てみますと、我々町民、圧倒的に子供より町民のほうが多いわけですがけれども、そもそも子供と触れ合う機会がどこにあるのだろうかということが一つあります。特にコロナ禍以降は、様々な町内会行事であったり、そういった行事が縮小されて、子供たちが参加するという行事がなくなってきたという中においては、町内会で行う行事とか、ちょっとしたイベントとか、そういったこともありますけれども、この本町地区でいうならば、八幡神社のお祭りのときのみこしを引くときの子供との関わりとか、今年6年ぶりに病送りというのを町内会で、今週の土曜日に復活するんですけれども、それに子供たちが本当に来てくれるんだろかなんていうふうに、実行委員の皆さんはしゃべりながら、実行しようとしているんですけれども、そういった地域の行事にやっぱり子供たちが参加してくれることが、一つの地域を育てる、地域に育ち、地域を育てる、大人に成長していく一つの過程だというふうに思うんです。

ですので、例えばもうちょっと、さらにもうちょっと大きな話になっていきますと、例えば小国川の川を守る人が将来いるのだろうか、そういう大人が出るのだろうか。というのは、子供たちは川に行き遊ぶと危ないから行くなと言われる。今の大人の現状は、川を守る、一つの漁協という組合の減少が著しくて、組合員がいなくなれば、当然川は乱獲の対象となるという世の中、社会が見えているわけですね。

そういったことを防ぐといいますか、子供たちがもう小さい頃から関わり合わなければ、やはりそういった将来が見えてこないものだというふうに私は思います。ですので、ぜひ子供たちには、地域の行事とか、学校行事は当然あるんでしょうけれども、町内会の行事、地域そのものに残っている伝統行事というものに、ぜひ積極的に参加してほしいし、そこで生きる力の育成というのを図ってもらいたいなということが、教育方針にも載っているようなんです、改めてそういったことへの、どこまで教育現場がそういったものに行け行けと言えるのかは、ちょっと私は分かりませんが、そういったところの教育長の地域行事に対し

ての子供たちの参加について、どのような考えをお持ちなのか、再質問させていただきます。

教育長 ありがとうございます。

地域行事への子供たちの参加につきましては、私自身も全く同感でございます。地域行事に子供たちが参加することで、地域とつながったり、子供たちの地域への愛着とか、郷土愛が育まれていくものと確信しています。

ただ、先ほどのご質問のとおり、現状を振り返ると、小学生に比べると特に中学生が忙しさもあり、地域行事への参加がなかなか乏しいという声が聞こえます。このことは実は先日の青少年育成町民会議の理事会の中で話題になりまして、病送りでした。

町内会長さんから、病送りに中学生来ないんだよという話があったんです。でも、私はその場で、いや、中学生も出したいという話をしたところ、中学校の校長も出席しておりましたので、早速学校長との間で、町内会長さんと打合せを進め、学校と地域の双方で、何で参加するのか、どういう力を子供たちにつけていきたいのかというところを共有しながら、地域の一員として、そういった行事に参加できるようにやっていこうという確認をしました。

ただ、残念ながら今回の病送りは、たしか14日、中総体と重なっているんですね。町内会長さんは、来年は病送りを1週間遅らせると、そこまで言ってくださっています。それぐらい本当に前向きなお気持ちを感じ取っているところです。

また、こうした地域で子供を育んでいこうという機運を盛り上げるということを考えたときに、これまで長沢地区で継続実施してきました通学合宿、すばらしい取組です。多分これ管内どころか、山形県全国、探しても、かなりの価値のあることを続けてきております。

この通学合宿を、ほかの地区でも、なんか本町でもやってみようかという声も少しずつ出てきているんです。こういう中で、さらに、現在今策定中の舟形町独自の教育振興計画の基本目標には、地域に育ち、地域を育てる舟形の教育というのを引き継いでいこうと思っております。以上です。

7番 そういった話になっているとすれば、病送りに対して、私もこの本町地域出身ですから、ぜひ参加していつて大人と子供の関わり合いを、今後増やしていつてもらいたいなというふうに思います。

もう一つ、最後の質問にしますけれども、子供たちに訪れる未来の大イベントというんですか、大行事として、中学校の移転計画があります。それで、就任早々その問題に取り組まなければならないになっているわけですが、それに向けての進展状況なり、教育長の意気込みなりありましたら、どのような状況になっているのか、質問いたします。

教育長 ありがとうございます。

今ご質問いただきました中学校移転計画につきましては、ご承知のように昨年度中に基本計画の策定が終わっております。3月に皆様にお示ししている基本構想案を基に、今年度は検

討委員会を立ち上げまして、5月26日に第1回の検討委員会が終わっております。

検討委員の構成としては、2名の公募委員の方、そして幼小中の園長及び校長、あとはPTA会長、学校運営協議会の委員の皆様、あとは町内会の会長さん、まちづくり審議会の会長さんにも入っていただいております。

そうした中で、山形大学の三浦登志一先生、第7次山形県教育振興計画の策定委員長を務めている方なんですけれども、その方にアドバイザーもお引き受けいただきました。その中で、今、基本構想案をご確認いただき、学校施設の目的、目指すべき姿、目標を自由な形で意見交換が始まっております。

今後は、8月に第2回検討委員会を兼ねて視察研修も行います。そして11月には第3回、2月に第4回の検討委員会を予定しております。また、その間、広く町民の皆様からご意見をいただけるようにワークショップ、またアンケートなども実施予定でございます。そして、今年度末には基本構想を作成していきたいと考えております。

なお、それぞれの検討委員会におきましては、先ほど答弁させていただきました舟形町の教育振興計画の策定委員会というものをセットにして、並行して毎回実施することをお願いしました。

そして、目指すべき学校施設の在り方と、目指すべき教育の方向を明確にしながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

7番 ありがとうございます。

ぜひ舟形町の子供たちのことをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは次に、悪臭、臭気問題に関しての質問に移らせていただきます。

この臭気問題に関しては、全国的に調べてみますと、非常に対応の難しい問題だということで、環境省、総務省のホームページ等にも随分載っております。ということで、当町舟形町においても、臭気問題に関して様々な問合せがあるということで、難しい対応をしているのかなというふうに感じております。

その中でも、総務省の臭気に関わる苦情への対応というところのホームページに載っていた資料を見ますと、意外なことに、一番臭気問題で苦情が多いのは野外焼却なんだそうです。次にサービス業、次に何と個人住宅・アパート・寮、そして次に畜産農業ということで、大体こういう推移と、その後にその他製造工場、大体上位5つの順位なんかからいくと、一番多いのが野焼きなんだそうです。

ということで、舟形町は積極的にそういった、何ていうんですか、野焼きしないでくださいという広報活動はされているようなんですけれども、多分、さっき答弁がありました何件あるというような中には、そういったものも含まれているのかなというふうに思いますが、それだけではない臭気問題の問合せもあるのではないかなというふうに感じております。

そして、そういったことの中で、臭気、悪臭防止法の体系というものが出されております。この悪臭防止法の体系というのは、国が行う、国の責任で行うもの、それから県の責任で行うもので、町村で行う責任ということで、3つの体系に分けられている中で、この悪臭防止法の体系の中で町村に与えられている権限というんですか、こういうことをやりなさいという中には、法律的には、報告徴収・立入検査というのが一つの項目で、それをやって、次に改善勧告、次に改善命令というのを出して、次にそれに従わなければ罰則を町村でやりなさいよと、こういうふうな法体系になっているようです。

町の中で、その苦情、問合せに対して、例えば報告徴収・立入検査、これは行政、報告徴収というのは、行政庁は、町村は、法人の運営組織及び事業活動に関して、必要な報告を求めることができる。どういうことをやっているんですかということをもとめたことがあるのか。報告を求められた法人は、その報告書を提出しなければならないというのが、この報告徴収になるんですけれども、そういったことも含めて、立入調査などを行ったことがあるのか、再質問をさせていただきます。

町長 その点につきましては、住民税務課長より答弁をさせていただきたいと思います。

住民税務課長 議員がおっしゃられる悪臭防止法の体系については、存じ上げているところであります。1つ確認をさせていただきたいと思います。

悪臭防止法に基づく体系としましては、1つが、規制地域の指定というものがございます。指定につきましては、山形県が実施するというもので、現在、舟形町内では指定されているところはないというところがまず1つございます。ですので、その体系の中での報告徴収であったり改善命令というのは行った経緯はないんですけれども、今あるのかという事例につきましては、以前、平成29年の頃に同じような臭気の問題で、県と一緒にその事業所に確認に行った経緯は1件ございます。以上です。

7番 私の最初の質問が、県を飛ばして町村の対応のほうに行ってしまったけれども、まさに指定区域というのを県が指定しないと、行政がちゃんとこういう法体系に基づいて動くということはないわけですが、県が指定することがまず先決なわけですが、舟形町はその指定は受けていないと、こういうことですから、そういった報告徴収的なもの、あるいは立入検査的なものは、言うなれば自主的な、今課長が答弁してくれたような、そういう苦情が来れば自主的な調査なり、立入りの聞き取りなりということになろうかというふうに思います。

ということで、そういった範囲の中では、我々議会も町民からの要請というんですか、苦情というんですか、そういったことを受けて、平成26年の2月5日に委員会が、これは簡単な調べ方だったと思うんですけれども、ちょっと内容を調べたんですけれども、詳しくは出てこなかったんですけれども、記憶の中では簡単な調査を行っております。

そして、平成28年2月17日、これはしっかりと、そういった無臭化システムとか、そういった苦情に対しての事業所なりの簡単な、簡単なといいますか、委員会としてはきちんとした委員会活動をしております。

しかしながら、さらに平成29年の6月20日にも、また臭気についてに関しての委員会調査を行い、その次の年もまたさらに臭気、噴霧器の装置などの調査を行っていると。我々議会としてはここまで動きを出して、個人的に言う質問ではなくて、委員会として、これだけの町民からの問いかけに対しての委員会としての行動を起こしていると。こういうことをやっておりますが、これは委員会の報告は各定例会で報告というのをやっているわけですが、それを受けて、果たして町はその委員会報告を受けて、何かのムーブメント、アクションを起こしたのかなというふうに思うところもあります。

ということで、そういった報告を受けて、実質的に町が取った行動があるのかどうか、質問いたします。

町長 議会からの委員会の報告を受けてというふうなところもあると思いますし、町民からの要望、陳情というふうなものもございましたので、町としても、いろいろその事業者に対して、いろいろな面で指導をしたり、お願いしたり、さらには臭気対策を講じるようにしてきたところでございます。

そんな中で、平成27年に様々な取組をしておりましたけれども、昨今臭い問題が出なかったのは、令和元年度に臭気の出るところに対して屋内にというふうな屋根をかけて、閉じ込めて、そこから出る臭気を1か所に集めて、それで脱臭をしたというふうなことがございまして、一部臭いが軽減されたという経過があります。

したがって、町としましては、そういったところの装置の設置のお願いであったり、こういう工法でというふうなところもお話をさせていただいた経過がありますので、一応、そういう成果が見られたものだというふうに思っております。

ただ、現在議会報告会の文章も見させていただきますと、今年の冬に施設を覆っていたものが壊れてしまったというふうなことで、臭気が拡散している元の状況に戻っているというふうなこともございますので、改めてそういったところについては、早く復旧してほしいというふうな旨も、伝えているところでございます。

7番 議会の報告を受けて、委員会の報告を受けて、何らかの動きを出してくれているということに関しては、そこは評価したいと思うんですが、いまだにやっぱり町民からの苦情を議員も受ける状況でありますので、さらなる対策をしてほしいという要望はしていくべき、町全体の臭気問題に対しては、していくべきものというふうに思います。

今後なんですけれども、規制地域には含まれていないと言っていますけれども、全国的には臭気の測定を行っている町村も、臭気指数の測定を行っている自治体もあるようであります。

舟形町では、今後そういった臭気指数、測定は22種類あるそうなんですけれども、そういったものの測定を、今後行っていくつもりがあるかどうか、再質問をさせていただきます。

町長 その点につきましては、住民税務課長より答弁をさせていただきたいと思います。

住民税務課長 ただいまご質問いただきました臭気に対する独自の測定を、今後行うかということとでございますけれども、先ほど議員からもございました指定されていない場合には、なかなか独自に積極的にするというのは難しい部分はあるかと思います。ただ、平成29年からある事業所からは、住宅地3点を臭気のモニタリング場所としてチェックしていただき、毎日の部分をつけて、町にも報告いただいておりますので、そういう部分でしっかりチェックしながら、さらなる臭気の減少に対して、事業所に指導していく方法をしていきたいと考えているところであります。

7番 これは環境省のホームページから取った内容なんですけれども、実際に悪臭苦情のある事業所で、特定悪臭物質を測定すると、規制基準以内という結果も多かったと。実際に測ってみると、もう多かったということで、実際に今度は人間の鼻で観測、臭覚測定法というものを測定するようになってからは、そういうことがあるから、きちんとやろうという事業者が増えて、その問題が大分減ったという報告がなされているものもありました。

ということで、ある一定のそういう測定なり感覚なりというものを、ある自治体なり県なりがやろうとすれば、さらに臭気の問題への取組が進むという、そういう事例も報告されているようですので、そういったことも踏まえながら、今後そういった苦情に迅速に対応していただきたいというふうに思い、私の一般質問を終了させていただきたいというふうに思います。以上です。

議長 以上をもちまして、佐藤広幸議員の一般質問を終結いたします。

日程第2 承認第2号 令和6年度舟形町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認について

議長 次に、日程第2 承認第2号 令和6年度舟形町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1番 16、17ページの歳出でありますけれども、2款1項20目ふるさとづくり応援事業費の積立金、今回1億97万8,000円の積立てがなされたわけなんですけれども、年度末の残高で積立金は幾らになっているのか、お聞きします。

総務課財政係長 こちらの積立金の額につきましては、令和6年度末時点におきまして11億

4,842万1,000円というふうになっております。以上です。

1 番 11億4,000万何がしという大変大きな金額になって、今ふるさと納税であれしているわけですが、今後の利活用というか、いろんな面で使われていると思うんですが、どういふものに今後活用していくか、そういう方針ですよね。お願いしたいと思います。

町長 ふるさと納税の制度については、寄附をされる方がこういうことに使っていただきたいというふうなことでの寄附というふうなこともございますので、従来と変わらない、そういう使い方をやっていきたいというふうに思っています。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決いたします。承認第2号を原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

日程第3 承認第3号 令和6年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）の専決処分の承認について

議長 日程第3 承認第3号 令和6年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決いたします。承認第3号を原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

日程第4 承認第4号 令和6年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第4号）の専決
処分の承認について

議長 日程第4 承認第4号 令和6年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第4号）
の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより承認第4号を採決いたします。承認第4号を原案のとおり承認することに賛成の方
はご起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

日程第5 承認第5号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認に
ついて

議長 日程第5 承認第5号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の
承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 （朗読、説明省略）

議長 ここで暫時休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午前11時39分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

住民税務課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより承認第5号を採決いたします。承認第5号を原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

**日程第6 承認第6号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決
処分の承認について**

議長 日程第6 承認第6号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより承認第6号を採決いたします。承認第6号を原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

日程第7 報告第3号 令和6年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

議長 日程第7 報告第3号 令和6年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番 17ページになります。

先日の全協の中でも、一部、ちょっと質問やらお願いやらした項目です。2の1の総務管理費、地域経済活性化物価高騰対策プレミアム付き商品券発行事業ですけれども、先日の全協の中でも、年金をもらっている方々からですけれども、一部年金を受給される月にぜひ発行していただきたいなというふうな声がありましたけれども、その辺、対応可能なかどうか、お聞きしたいと思います。

ふるさと応援推進室長 ただいまのプレミアム付き商品券につきましてですけれども、内容といましては、プレミアム付き商品券のほう、年金月に発行してほしいという内容かと思いますが、そちらにつきましては、商工会さんのほうと検討して、発行月のほうを決めておりますので、必ずしもその年金月というところで発行するということは、ちょっとできないかなというふうに考えております。

ただ、今回、今現在プレミアム付き商品券を発行しているわけですが、5月19日だったと思うんですが、そこから発行いたしまして、発行冊数が6,000冊で1人当たり3冊を上限にということで設定させていただいております。というのが、今までの実績等を考えて、それであれば、1か月程度もつんではないかということで、商工会さんのほうと話を進めてきたところです。ですので、年金受給者のほうにもある程度配慮した形で実施しているという状況です。

昨日現在では、700冊程度まだあるということですので、今月13日が年金支給日かと思えますけれども、そのときには、まだ商品券は残っている状況というふうに思っております。

3番 ぜひ年金受給者の一部の方だとは思いますが、ぜひその辺の声も少し考慮して、まだ在庫がありそうですけれども、少し考慮して発行時期を設定していただきたいもんだなと思います。答弁は必要ありません。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

報告第3号につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告であります。

以上で報告を終わります。ご了承願います。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時03分 休憩

午後1時00分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

日程第8 報告第4号 令和6年度舟形町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

議長 日程第8 報告第4号 令和6年度舟形町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

報告第4号につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告であります。

以上で報告を終わります。ご了承願います。

日程第9 報告第5号 株式会社舟形町振興公社経営状況の報告について

議長 日程第9 報告第5号 株式会社舟形町振興公社経営状況の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

ふるさと応援推進室長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番 今、室長の報告の中でですけれども、28ページの令和6年度の合計収支実績の中から質問をさせていただきます。

収入合計が書かれてあります。この中で、先ほどの説明の中でも温泉のお客さんは減ったんですけれども、売上げは前年対比増加したよというふうな説明だったと思います。温泉収入の増加幅が64万5,000円、0.8%前年対比で増加しております。この中で、商品の売上げが大幅に増加して、プラスの0.8%増というふうな説明だったと思いますが、この商品売上げ23%増になった主な商品といいいますか、売れ筋の商品は何だったのか、ちょっと把握していればお願いしたいと思います。

ふるさと応援推進室長 こちらにつきましては、まず振興公社のほうで、令和6年度から酒の販売の許可を得まして、酒の販売も始めております。またあと、温泉の受付の前にお菓子とかあるかと思いますが、そうしたところの商品、今までだと箱物というか、結構高価なお菓子とか、そういったところだったんですが、そこら辺を見直ししまして、手に取りやすいような商品というものに入替えをさせていただいたところもございます。

さらに、ブライトバッグというもので、お土産品とかを入れるような、紙袋にナイロンでコーティングされているようなバッグを作っておりまして、そちらのほうの販売代金というところもございます。以上です。

3番 やはり前も質問したかと思うんですけれども、私も温泉に行くときはあまり多くお金は持

っていかないと思います。やはりお客様目線で、そういう品ぞろえをしたというのが、前年対比23%増ですか、それにつながったものだと思いますので、ぜひやっぱりこういうふうなお客さんの目線で引き続き営業をお願いしたいと思います。以上です。

6番 28ページと32ページで、教育委員会費、令和6年度は3,888万2,000円ほどが、令和7年度においては4,780万円ということで、900万円ほど増えております。この増えている理由、定期昇給なのか、それとも職員の増によるものなのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

ふるさと応援推進室長 こちらにつきましては、まず令和6年度につきまして、出向職員のほうが育休を取っていたという期間がございまして、その分が減っているというところが、まず1点ございます。

令和7年度につきましては、1名増というような人員配置になっております。ここにつきましては、給食の方につきまして、60歳以上の方が3名、そのうち2名が今年で65歳を迎えるというような状況もございまして、今後、持続可能な給食の提供というところを見据えた上で、1名増としているものというふうに認識しております。

6番 誤解しないでほしいんですけども、上がることに對してどうのこうのじゃなくて、よりよい子供たちへの対応、この辺について充実してあげるんだというふうなことであれば、我々としては理解できるんですけども、この辺も含まれての今回の引上げなのかなというふうなところで確認のため質問したところであります。

ぜひこの経費については、やはり増えてもしようがないというふうに思いますので、充実した内容で対応をお願いしたいと思います。

町長 昔ですと臨時職員というふうな形で呼ばれておって、現在、会計年度任用職員というふうになっております。子供たちに関わる調理師さん、それから業務員さん等については、臨時職員であったというふうなことで、やはり子供たちにおいしいものであったりとか、子供たちに接する際に、安全性とか、環境美化というふうなところもありまして、そういった人員を確保するためにというふうなところで、町の臨時職員というふうなところではなくて、正規な雇用にしたいというふうなところで、振興公社の職員を通していただいたところでもあったんですが、その後、会計年度任用職員になりまして、かなり厚遇されてきている状況であります。

そうすると、よかれと思って振興公社に出したところが、そこに差が生まれてしまうというふうなところもありましたので、そういったことはないようにというふうなところで、今6番議員さんがおっしゃられたとおり、しっかりと処遇を厚遇しまして、子供たちのためにやっていただきたいという思いで、少しずつ改善しているところでございますので、質問の趣旨につきましては、改めて肝に銘じて、そのようにさせていただきたいなというふうに思い

ます。

2番 まず、ちょっと見当たらないので、1つ質問なんですけれども、温泉の部屋等の借入金額というのは、温泉収入に入っているのか、まずはどこに入っているのか、お聞きします。

ふるさと応援推進室長 舟形若あゆ温泉の中の部屋という認識でお答えしますと、温泉収入のほうに入っております。

2番 28と31ページになりますけれども、その中に入っている中で、令和6年度のほうの温泉の部屋の利用価格のものが分かれば教えていただきたいです。

ふるさと応援推進室長 温泉で一般的に言われる大広間というか、3つつながっているところがあると思うんですけれども、そちらのほうで、1部屋4時間まで7,500円となっております。その向かいのほうの中広間といいますか、前まで健康増進室ということで、健康器具なんかも置いていたことがあるんですが、そちらのほうは4時間まで7,000円という料金設定となっております。

もう一か所、食堂の裏のほうになりますが、そちらのほうは4時間まで2,500円という料金設定となっております。

2番 ちょっと聞き方が間違ったのか、年間の売上げが聞きたかったんですけれども、ちょっと3回目なので、まずは一応施設利用的な金額だと思いますけれども、やはり利用状況においてやっぱり設定は設定だとしても、まず、今後ですけれども、やっぱり利用状況、ただ部屋を借りただけだったら、やっぱり7,500円とか、そういうのは分かりますけれども、例えばもう宴会とか、そういうときに同じ料金のほかに部屋代となってしまうと、やはりお客さんのほうが含めたような金額と勘違いするのかなと思いますので、今後ですけれども、そういう利用的な金額のちょっとさじ加減的なものもあってもいいのかなと思います。

そこで、やっぱり宴会に入ったら部屋は何%割引とか、やっぱりそういうのがあるといいのかなと思いますので、その点どうお考えか、お聞かせください。

ふるさと応援推進室長 ただいまのご指摘につきましては、私も昨年度1年間、温泉のほうに携わらせていただいて、先ほど申し上げました宴会料理の展示会なんかも行ったわけなんですけれども、その際に、この料理が5,500円です、この料理が3,850円ですと説明するんですけれども、そのほかに、やはり部屋料金があるというのは、なかなか言いづらい状況にあるなというふうに私も感じておりまして、今後検討していきますけれども、今現在条例で定められているものですので、検討しつつ、条例改正も含めて考えていきたいというふうに思います。

5番 じゃ私から26ページ、ふるさと納税業務の中に、主な返礼品、米、牛肉等ありますけれども、パーセンテージは分かるんですけれども、これ米に換算すると何俵、何千俵なのか、何百俵なのか、よく分からないので、その辺分かればお願いします。

ふるさと応援推進室長 すみません、こちらの俵数といったところにつきましては、ただいまち

よっと手持ち資料というか、データがなくてお答えできなくて申し訳ございません。

2番 まずは、黒字なので、そんな今すぐではないと思いますけれども、今後ですけれども、温泉の価格ですか。他町村が全部50円から100円上げている状況で、今回は黒字なので、すぐすぐ対応することはないと思うんですけれども、今後もし何らかのきっかけに上げた場合に、やはり町民というか、舟形町と町外的な形で何かの形で、例えばカードを作ったりとか、町民にカードを配って、それですと町民は幾らとか、あとは、ない人は通常価格とかということがあれば、やっぱり町民に対しての、すごいサービスの感覚になるのかなと思いますけれども、そういった考えは今現在お持ちでしょうか。

ふるさと応援推進室長 そちらの料金改定につきましては、今、議員がおっしゃられたとおり、近隣でも、最上町、真室川町、戸沢村、尾花沢市といった入浴施設で料金の値上げをされておりますし、尾花沢市の温泉では、市内と市外というようにところで分けていらっしゃることもございます。

ただ、舟形町におきましては、今現在この4月から温泉の券売機でも、町内の方、町外の方というボタンを分けてつくっております、どの程度の町内利用者、町外利用者というところを今調査中でございます。

そういったところも踏まえ、あとは料金値上げが必要なのかも踏まえ、今後ちょっと検討していきたいというふうに考えております。

2番 それは個人で町内・町外と選択すると、変ですが町内みたいな感じで押す人はいないのかなと、ちょっと思ったんですけども、今そういう段階で、そういう町内と町外のお客さんがどの程度かという把握をするためにしているということでもありますけれども、やはり今後の課題として、もし値上げする場合にやはり町内の方には、何かちょっとサービスの形で、マイナンバーもありますし、いろんなものを提示すると、表には見えない金額が出るとか、やっぱりそういうふうにしていただけたらなと思いますので、ご検討よろしく願います。

ふるさと応援推進室長 料金改定等が必要な場合につきましては、そういったところも検討していきたいというふうに思います。

5番 じゃ、私は今いい質問がありましたので、温泉全体では4,600人ぐらい利用者が減少しているけれども、私は十分人口減少の中でも頑張っているなと思っております。

また、新庄市のほうで新たに復活した温泉がありましたので、あの影響が持っているのかなという思いがあったんですけども、今、尻切れトンぼのように、何か温泉をやっているのか、やっていないのか分からないんですけれども、そういう面でいうと、新庄市辺りからの正確な人数じゃないんですけれども、前の人数に近いような利用者が来られているのか、分かればお聞かせください。

ふるさと応援推進室長 令和6年度、温泉利用者が減少したわけですが、そちらにつきましては、やはり昨年の大雨の影響というところと、あと2月の大雪というところが大きく影響しております。参考資料のほうをお配りしておりますので、そちらのほうで人数が把握できるかと思えますけれども、2月につきましては、大幅に落ち込んだというような状況でございます。

今、議員のほうからおっしゃられた新庄市の温泉というところにつきましては、少なからず影響はあったというふうに認識しておりますけれども、どの程度その影響があったかというところは、ちょっと分からない状況でございます。

5番 そんな正確な数字が出るわけないと思いますけれども、その中でも随分健闘しているのではないかなと私も見ておりますので、今後とも頑張ってください、集客のほうに努めていただきたいと思います。答弁はいいです。

3番 令和7年度の収支計画について質問をいたします。

収入のほうです。収入のほうから変動性のあるふるさと納税の金額を令和6年度、令和7年度差し引いてちょっと比較をしてみました。令和7年度の計画は、令和6年度の実績に比しまして1,200万円収入が増えるというふうな計画です。これは、対比110%というふうな数字です。この中で温泉収入、令和6年度では0.8%の増、頑張ってもらったんですけれども、0.8%しか増になっていなかったんですけれども、令和7年度の計画では9.2%増ということで、大幅な増を計画しているようです。

この数字に関しましては、先ほど2番議員から、温泉の値上げというふうな話があったんで、その数字が見込まれているのかなと思ってちょっと見ていたんですけれども、具体的な増収の計画、どのような計画を考えているのか、お願いしたいと思います。

ふるさと応援推進室長 ただいまのご質問について、収入のほうになるかと思えますけれども、温泉・コテージにつきましては15万人を目標として設定しております。コテージにつきましては1,850棟を目標として設定をしております、そちらのほう、利用者数が増えることによる収入増というふうなところを見込んでいるところでございます。

あと、ふるさと納税につきましては、町のほうの予算的に3億円を目標にしているというふうなところを参考に、振興公社のほうでは3億5,000万円の寄附を目指したいというふうな計画というふうなところでございます。

3番 すみません、今ふるさと納税が出てきたんですけれども、私が先ほど質問したのは、ふるさと納税の金額を差し引いても、令和7年度は10%、令和6年度対比110%になる。その内訳で温泉収入だけで9.2%伸びるというふうな計画、その具体策はどのような内容ですかというふうな質問でした。

議長 暫時休憩をします。

午後 1 時 4 2 分 休憩

午後 1 時 4 2 分 再開

議長 会議を再開いたします。

ふるさと応援推進室長 ちょっと繰り返しになるんですが、温泉収入につきまして、15万人を目標として、15万人が入った際の計画というふうなところでしているところです。令和6年度につきましては、13万人弱というふうなところでございますので、その差がここに出てきているというふうなところでよろしいでしょうか。

3 番 15万人入れば、このぐらいの収益が出るというか、収入が出るということで理解しました。令和7年度の目標の中にも目配り、気配り、心配りというふうなところもありましたので、ぜひその辺を徹底しないと、この15万人というのは、かなり厳しい数字なのかなと思っていますので、ぜひこの辺の計画の徹底をお願いしたいと思います。以上です。

議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

報告第4号につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告であります。

以上で報告を終わります。ご了承願います。

日程第10 議案第29号 令和7年度舟形町一般会計補正予算（第2号）について

議長 次に、日程第10 議案第29号 令和7年度舟形町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

なお、質疑につきましては、歳入歳出一括で行います。ページ、款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いいたします。質疑はございませんか。

1 番 それでは、22ページ、23ページの10款4項2目の公民館費の工事請負費でありますけれども、1,800万円、この工事の内容をお願いいたします。

教育課長 それでは、公民館事業の工事請負費の内容についてご説明いたします。

当初予算に計上しております中央公民館北側駐車場整備工事の追加の工事予算として計上しているものでございます。

工事内容は、無散水融雪設備工事分として計上しているところでございます。これにつきましては、当初、駐車台数、想定台数が15台としておりまして、当初予算では冬期間は機械除

雪を想定していたところでございます。

しかしながら、自宅が隣接していることもありまして、雪を高く積むことができないこと、さらにはそれに伴って排雪作業を頻繁に行わなければいけないというふうなことで、その排雪に係る経費がかさむことなどなど考えた結果、現在、子育て支援住宅に設置しております無散水融雪設備工事を併せて行うことと計画したところでございます。以上です。

1 番 これまでの既決予算は1,600万円ですよね。今まで予算のあるやつは。

教育課長 当初予算に計上しております中央公民館駐車場整備工事費につきましては1,657万7,000円でございます。以上です。

1 番 この工事の発注時期と完成予定はいつ頃を予定しているのでしょうか。

教育課長 工事の発注時期につきましては、議決をいただきました後に、設計を組みまして、早急に着工したいというふうに考えてございます。以上です。

4 番 24ページでございます。

11款2項1目の公共土木災害復旧事業のところ、1,000万円補正予算があります。内容を見ますと、町道一の関若あゆ大平線ほか1路線というようにありますけれども、このほか1路線というのはどこなのか、お聞きします。

地域強靱化対策室長 もう一路線というのが、猿羽根山1号線でありまして、猿羽根山のほうの上のほうの展望台にあったところのちょっと下のほうが崩れている箇所になります。以上です。

4 番 了解しました。ちょっとこれに関して工事の内容ではないんですけども、主な事業内容に関しての、ちょっと文言なんですけれども、ここに増破等で追加となる調査設計に関わる経費とありますが、この増破等というような文言なんですけれども、今言われたところの工事に関して、この増破という言葉が果たして適切かどうか、ちょっとそこら辺を聞きたいなと思います。

地域強靱化対策室長 こちらの増破等というのが、そちらは査定時のときに調査した内容と、あとは経過している後で工事のときに、もう一度そこをさらに現場の状況を確認します。その際に、当初あった亀裂箇所よりも、上段のほうに、またさらに亀裂が入っているよというのをちょっと発見しまして、そちらのほうの異状というか、そちらのほうを調査しないと前に進めないよというようなことで、重要変更の内容となってくるので、そちらのほうに対応するための予算となっております。以上です。

町長 少し補足させていただきますと、この2路線につきましては、補助災害の査定を受けております。春先等に発注後にその箇所の頭頂部、のり面の上のほうにさらに亀裂が見つかったというふうなところでございまして、通常の補助災害でございますと、そちらのほうについては円弧滑りというふうなところもあるんですが、さらに上のほうの上部の頭頂部において、

亀裂があるというふうなところもありますので、さらなる災害の増破という形にはなるんですが、その原因が何かというふうなものを突き止めなければ、その災害の復旧工法も大きく変わるというふうなことでございまして、まずはその原因等を調査する上での測量設計というふうなところで、あとは国のほうに、その結果に基づいて補助災害にまた復旧させていただくという形になっております。

3番 18ページ、19ページの6の1の4農業振興費になります。これは、裏の山の米からそばへ転換するというふうなコメントが書かれてあります。農業振興事業の未来を育む農業担い手育成というふうなところで、403万9,000円補正が置かれています。この裏の山で米からそばへ転換する面積をお聞きしたいと思います。

農業振興課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

令和6年昨年ですが、裏の山地区で水稻が約18.2ヘクタールございました。そちら令和7年には水が上がりませんので、全てそばにということで、18.2ヘクタールが水稻からそばへ転換という形になります。ついでに申し上げますと、そば全体で34.6ヘクタールのそばが作付される予定でございます。

3番 18.2ヘクタール、今年度そばを作付します。そのそばを刈り取るためのコンバイン、トラクタで三十何町歩、それを1台で刈り取るというふうな計画でよろしいでしょうか。

農業振興課長 議員お見込みのとおりでございます。

3番 この三十数ヘクタールですけれども、その場所は独自のそば組合みたいなのはあるのか、ないのか、お聞きいたします。

農業振興課長 現在、その組合はございません。この事業、補助事業の採択に伴いまして、新たに組合を設立する形を取る予定だったんですが、いわゆる話合いの中で、現在の裏の山の圃場整備組合が、その刈取り業務を行うというふうな形になってございます。

1番 16、17ページの2款1項22目総合経済対策費の物価高騰対策重点支援給付金2,336万円ですけれども、これは何名分の金額になるのでしょうか、人数。

健康福祉課長 2,336万円につきましては、674名が対象と予定しております。

1番 分かりました。それで、交付の予定はいつ頃になると考えているのでしょうか。

健康福祉課長 今のところ交付については、8月の末を1回目として、11月末まで4回の交付を予定しております。

6番 ページは4ページです。

18の寄附金、当初は3億円程度の予算をして、第1四半期もまだ終わっていない中で、3億円の補正というふうなことで、大変ありがたいわけですが、令和5年度が6億円強ですか、そして令和6年度については、先ほど言ったとおり8億円強というようなことで、推移をしているようでありますが、この時期でも3億円の補正を取るというふうなことは、前

年から見ると、かなりの申込み件数、金額になっているのか、この辺についてお聞きしたい
と思います。

ふるさと応援推進室長 ただいまご質問いただきました件につきまして、5月31日現在になりま
すけれども、2億2,448万5,500円の寄附を頂いているところです。いろいろ今備蓄米とかい
ろいろな話があって、6月以降どうなるのかなというふうに、私も心配していたところなん
ですが、6月1日から10日まで、10日間で4,756万5,500円、4月から6月10日まで合わせま
すと2億7,205万1,000円の寄附申込みがあるというような状況でございます。

6番 大変ありがたいわけですが、ただいまの答弁の金額というのは、前年と比べてどう
いうふうな状況なのか。1年前と比べたら1億円増えたとか、具体的な金額をお願いしたい
と思います。

議長 暫時休憩をします。

午後2時06分 休憩

午後2時07分 再開

議長 休憩前に復し会議を再開いたします。

ふるさと応援推進室長 昨年度と寄附金額を比較してというところでございますけれども、昨年
度4月、5月で1億2,000万円でございます。ですので、1億400万円程度増えているとい
うような状況だというふうに思います。

6番 ありがとうございます。

町にとっては、非常に大きな財源というふうな状況になっているわけでありまして、この
ままのペースでいくと、8億円超えも、1回10億円というような寄附額もあったというふう
に記憶しておりますが、この10億円に近づくのかなというふうな感じをしているところであ
ります。

引き続き、この業務については頑張っていただきたいというふうな願いを込めて、質問を
終わりたいと思います。答弁はいいです。

3番 16、17ページの2の1の7企画開発費です。右側にゼロカーボンシティ推進事業というこ
とで313万5,000円。これはこの間の全協の中で説明いただいた内容だと思います。そのほか
に、県のモデルというふうなところで、自家消費型太陽光発電実証事業というふうな項目も
あるかと思います。これの県の事業費を把握していれば、お聞きしたいと思います。

まちづくり課長 県の事業費については、ちょっと手元に今資料を持ち合わせてございませ
んで、ちょっとお答えできません。

3番 金額が高い低いじゃないんですけれども、せっかく舟形小学校のところに既存の修理、設
備の修理、あとは屋上に新設というふうな工事がこれから入ると思いますので、ぜひ子供た

ちにですけれども、この目的、ゼロカーボンシティ、町で旗を上げているわけですので、ぜひ子供たちに、これをすることによって、電気料金が年間25万円とか24万円とか削減できる。あるいはCO₂が削減できるというふうな、この間の全協の資料のような分かりやすいところで、そのためにするんだよというふうなところを、子供たちにもぜひ教えていただければなと、ちょっと私は思ったところですが、どうでしょうかね。

まちづくり課長 小学校の子供たちに対して、環境学習を展開したいといったお話をいただいております。あわせて、年代を超えて大人の方も含めて、そういった場を設けていきたいというようなお話をいただいているところです。

8番 18ページです。

農業振興費ですが、先ほどもありましたけれども、裏の山地区のそば刈りコンバインというふうな圃場のようなところですが、36町歩一括して刈取りをするということですが、最終的には乾燥調製等も、その組合でやるということになるのでしょうか。

農業振興課長 乾燥調製作業につきましては、町内のある任意組合のほうに依頼をして、了解をいただいているというふうな状況でございます、舟形地区の。

8番 任意組合といいますか、町でそば組合といいますか、それは一本にしたというふうに記憶しているんですが、そのほかに任意組合というのがあるんですか。

農業振興課長 いえ、ただいまの説明がちょっと悪かったので、再度申し上げますと、そば組合という枠組みで刈取りは行いますが、乾燥調製につきましては、各地区ごとに乾燥調製する場所が異なっております、裏の山地区については、舟形地区のある任意組合のほうに乾燥調製してもらおうというふうな状況になってございます。出荷販売については、舟形町そば組合で変わりはございません。

8番 分かりました。

では、これまでも、そば刈り用のコンバインは、いろいろ組合のコンバインに補助をしてきたわけですが、なかなか組合の在り方について、少しやっぱり町のほうで補助金を出している以上は、関与すべきでないかなというふうに思うんです。いろいろ私は座談会でも申し上げましたけれども、不透明とまでは言えないんですが、なかなかそば刈りから一括した伝票というか、あなたの田んぼ、例えば1町歩でしたと。その刈取り料が幾らで売上げが幾らですと、こういうふうな伝票しか来ないものですから、なかなか例えば1町歩あっても1か所にまとまっているというふうな圃場というのではないと思うんですよ。

作業を見ていると、私のところもやっぱりここは私の1反歩ありますと、隣は誰それさん、またこっちは隣の1反歩は誰それさんとか、まとまって1町歩あっても、そういうふうな体系のところがあります。

作業を見ますと、今のコンバインで一括して刈取りをすると。前は袋用のコンバインで

すと、圃場が終わるたびに、袋に詰めて計量をしていた経緯もあるんですけれども、今はグレンタンクになっていますから、もう1か所何人もの圃場を刈り取って、それを一括して、どういうふうな算出で、その数量を出すのかなと。そういう疑問を持っている人もおります。

そんな意味で、やっぱりいい悪いという、その年の出来・不出来をやっぱり見たいなという方も結構いるというふうに思うんです。そういう意味で、やっぱりこの圃場は何キロありました、こっちは何キロありましたと、そういうふうな伝票を、やっぱり整備してほしいなというふうに言っている方がいるんです。そういう意味で、やっぱりある程度、補助金を出している以上は、そういう部分も指導をしていく必要があるのかなというふうに思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

農業振興課長 ただいまのご提案を、そば組合の会議の中で申入れをしまして、ぜひ透明性が高まるようお願いをしたいなというふうに思っております。町としましては、その会議には入っているんですけれども、事務局ではないものですから、その会議に参加した際に、そのように申入れをしてみたいというふうに思います。以上でございます。

議長 八俣議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、標準会議規則第55条のただし書の規定によって、特に発言を許可します。

8番 ありがとうございます。

やっぱりJAのほうでも関係をしていますね。ぜひやっぱり町とJAさんと、やっぱりそういうふうな協議をして、というのは、無料であればまだしも、刈取り用というのはもう10アール幾らというふうに決まって有料なわけですから、やっぱりその辺は、ある程度利用者サービスというか、すべきだというふうに思うんです。ぜひよろしくをお願いします。

農業振興課長 そのようになるように、申入れをしっかりとりたいというふうに考えております。

議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。議案第29号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

本日の日程は全て終了いたしました。

明日は午前10時より再開をいたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後 2 時 1 8 分 散会

令和 7 年 6 月 13 日（金曜日）

第 2 回舟形町議会定例会会議録

（第 3 日目）

令和7年舟形町議会第2回定例会第3日目

令和7年6月13日（金）

出席議員（10名）

1番 伊藤 廣 好	6番 奥 山 謙 三
2番 叶 内 昌 樹	7番 佐 藤 広 幸
3番 荒 澤 広 光	8番 八 畝 太
4番 伊 藤 欽 一	9番 石 山 和 春
5番 小 国 浩 文	10番 斎 藤 好 彦

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	新規就農・女性活躍支援室長	岡 崎 千恵子
副 町 長 伊 藤 幸 一	地 域 整 備 課 長	伊 藤 秀 樹
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	鍛 冶 紀 邦	地 域 強 靱 化 対 策 室 長
デジタルファースト推進室長	佐 藤 仁	会 計 管 理 者
まちづくり課長	曾根田 健	相 馬 広 志
ふるさと応援推進室長	野 尻 誠	総 務 課 財 政 係 長
住 民 税 務 課 長	豊 岡 将 志	仲 野 健 太
健 康 福 祉 課 長	沼 澤 一 征	教 育 長
農 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	斎 藤 雅 博	教 育 課 長
		森 英 利
		代 表 監 査 委 員
		齊 藤 徹
		監 査 事 務 局 長
		大 場 健 一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	大 場 健 一	事 務 補 助 員	大 場 正 江
-------------	---------	-----------	---------

議事日程

- 日程第 1 議案第30号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第31号 舟形町議会議員及び舟形町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第32号 舟形町特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条

例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議案第 33 号 舟形町一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

日程第 5 議案第 34 号 令和 7 年度（令和 6 年災） 16－9 中袋（1）農地・16－11
9 中袋（3）道路復旧工事請負契約の締結について

日程第 6 議案第 35 号 舟形町防災力向上防災資機材（移動式シャワー及び灯油炊き給湯
器）の取得について

日程第 7 議案第 36 号 舟形町防災力向上防災資機材（ラップ式トイレ）の取得について

日程第 8 議案第 37 号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 9 議案第 38 号 学習者用端末の取得について

日程第 10 発議第 4 号 議会改革特別委員会の設置

追加日程第 1 閉会中の継続調査申出 議会改革特別委員会

日程第 11 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 再開

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから3日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

**日程第1 議案第30号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について**

議長 日程第1 議案第30号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。議案第30号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

**日程第2 議案第31号 舟形町議会議員及び舟形町長の選挙における選挙運動の公営に関する
条例の一部を改正する条例の制定について**

議長 日程第2 議案第31号 舟形町議会議員及び舟形町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。議案第31号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第32号 舟形町特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第3 議案第32号 舟形町特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

1番 この案件については、6日の全協あたりでも話がなかったんですが、今説明の中で附則ですけれども、4月1日から適用するというようなことで、7月1日ではなくて4月1日から適用というようなことになっていますけれども、その理由はどういう理由なのでしょう。

総務課長 令和7年度の予算執行といいますか、事務のほうは既に実施されておまして、これまでも出張等で出張旅費等の支給を既に行っておる職員もございます。そういったところを踏まえまして、一応年度内の公平性という観点から、4月1日からの施行ということで、既に支払った職員につきましては、その不足部分について改めて支給するということを考えております。以上です。

1番 4月1日から施行というようなことになれば、3月の定例会に提案というのはできなかったわけですか。そういう今の状態であれば、私は7月1日からというような執行でお願いしたかったなというふうに思っております。その辺、いかがでしょうか。

総務課長 提案の時期でございますけれども、今の時期になった経過の理由の一つとしましては、国のほうでも旅費等の改定が行われるという情報がありまして、それに基づいて、県なり、他自治体なりも、それを見守っていたという、どういう内容かというところを見ていたという状況がございましたけれども、3月定例会のほうには、国の改正内容というのは提案の時期までに、なかなかまとめることができず、県のほうでも出ていないんですけれども、そういう情報がありましたもので、町のほうで、3月、その改正内容も把握しようというところがありまして、3月は見送らせていただきまして、今回の改正ということにさせていただいたわけですが、年度当初からこの案件につきましては、検討は進めておりましたが、そういった要因がございましたので、今の時期となっております。

ただ、年度当初を目指して、こちらの改正のほうも検討は進めておったものですから、適用日につきましては、4月からとさせていただきたいなと思っているところでございます。

1番 実際は出張命令が出た分については支払いをしているわけですね。そうすると概算払い的なあれにして、この条例が通れば精算払いということで、追加で支払うというような、そういう形になるわけです。

ただ、大蔵村さんのあれですと、何か宿泊料の改正を今回したというようなのをちょっと聞いておまして、それも何か日当なしみたいな話もちょうと聞いたんですけども、あとクレジットカードとか、そういうものを使って自分の利用した場合については、懲戒処分の基準とか、そういうようなこともちらっと聞いたんですけども、今回、宿泊料についての改正というのは検討はされないということでしょうか。

総務課長 宿泊料につきましては、国のほうで地域によっての単価ということを決めて、改正しております。そういった部分も情報としては今の段階では流れてきております。

ただ、町の考えとしては、現状、町の運用としては実際に東京に宿泊する際の料金としては、今定められている金額ではなかなか泊まれないという現状も出てきておりますけれども、それ以外の宿泊につきましては、十分賄える金額となっております。

現状、町のほうでは、東京等に宿泊した際には、不足分につきまして補填しているといいますが、この不足分、かかる経費、実費について支払うというような運用で、職員のほうに過度な負担を与えないような運用をしてございますので、そういったところを継続していけば、運用上の問題はないと。細かく何県は幾ら、何県は幾らというような設定をするのは、町としての出張の頻度、度合いから考えて現実的でないということも踏まえまして、宿泊費につきましては改正しないで、現在のとおりの運用で進めさせていただくというふうに判断しているところでございます。

議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

伊藤議員は賛成ですか、反対ですか。

1番 反対です。

議長 ほかに討論を予定している方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、これより討論を行います。

1番 この議案に対して私は反対です。反対討論をさせていただきます。

思い起こせば、平成16年6月に新庄市との合併の是非を問う住民投票が行われた結果、反対

多数で舟形町は自立の道を選択し、はや21年になろうとしております。これらを踏まえて、役場の庁舎内の関係でも、課設置条例など、いろんな面で見直しが行われました。

その中で、この議案の旅費日当についても、平成17年から半額に削減して、20年を経過したというふうに理解をしております。また、議員定数につきましても、平成19年の4月選挙から6人削減して、10人の現在の人数になったというのは理解をしております。時代とともにこれまでの方針が、そういう面では転換されたものが多いです。

議案の日当金額の見直しについては、物価高騰等もあり、元の金額に戻すことはやむを得ないこととは思いますが、問題は実施の時期であります。附則の施行期日について、4月1日から適用になっている点です。

適用とは、過去の分を4月1日まで遡って支給することであり、4月からの出張は既に行われており、今日は6月13日です。2か月以上、70日以上経過しております。これらについて、町民の皆さんの理解が得られないのではないかというふうに考えます。事案によっては遡及しなければならないことがあります。これは町民の皆さんが不利益を被るようなことであれば遡って対応する。当然の措置でありますけれども、今回の事案については、国の人事院勧告の給与改定とは異なります。4月1日に施行したいのであれば、3月の定例会に提案して説明をすべきであったというふうに思います。

今回の提案は、附則の施行日を7月1日に施行すべきであり、この議案には反対いたします。反対の趣旨をご理解いただき、議員の皆さんの賛同をお願いいたします。討論を終わります。よろしく申し上げます。

議長 これより議案第32号を採決いたします。議案第32号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第33号 舟形町一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第4 議案第33号 舟形町一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番 この新旧対照表の中です。新しいところも旧のところもそうですけれども、車賃1キロにつき30円というふうな表記の仕方になっています。これは私だけの経験ですけれども、例え

ば60キロ以上とか50キロ以上とかを超えれば日当が出る。あるいはそれ以下だったら日当が出ないというふうな、そういうふうなちょっと決まりはないようですけども、ないですか。改めてお聞きいたします。

総務課長 こちらの別表第1につきましては、日当の出る場合の範囲でございますけれども、舟形町のほうでは、まず日当の出る範囲としましては、まずは管内、それから近隣の自治体には出ないということとしております。

それを踏まえまして、75キロ以上の行程の場合には、半日当が出ると、日当の半分を支給すると、それを超えた部分については、全日当を支給するというふうにしております。

こちらに記載の車賃1キロにつき30円という部分でございますけれども、これは公車を使わずに自家用車を公車申請しまして、自分の車を使った際に適用される金額でございまして、その際は、燃料代とか車の損耗費とかも含めまして、30円1キロ当たりというふうな設定をしているところでございます。以上です。

議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決いたします。議案第33号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第34号 令和7年度(令和6年災)16-9中袋(1)農地・16-119中袋(3)道路復旧工事請負契約の締結について

議長 日程第5 議案第34号 令和7年度(令和6年災)16-9中袋(1)農地・16-119中袋(3)道路復旧工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決いたします。議案第34号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第35号 舟形町防災力向上防災資機材（移動式シャワー及び灯油炊き給湯器）の取得について

議長 日程第6 議案第35号 舟形町防災力向上防災資機材（移動式シャワー及び灯油炊き給湯器）の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

5番 この防災のやつをどこに保管する予定なのか、分かればお願いします。

住民税務課長 ただいまご質問のあった保管場所ですけれども、移動式シャワー4基及び灯油炊き給湯器につきましては、富長小学校のほうに保管する予定でございます。

5番 分かりました。

あと、これは災害でしょうから、燃料、当然燃料を必要とするわけですが、災害のときに集まってこないんじゃないわけですから、燃料の保管についても考えているんでしょうか。

住民税務課長 こちら必要となる灯油につきましても、富長交流センターのほうに備蓄しようと考えております。以上です。

2番 次の36号もそうなんですけれども、3月のときに給水車と、あとはサウナと、あとはドローンとかありますけれども、今後提携していくのかなと思いますけれども、改めて賛成したんですけれども、改めて今後についての移動式サウナについて、どのような活用を考えているのか、ちょっとここはまだ出ていないんですけれども、これから出るのか、今年のうちに残った項目が今後提出されるのか、まずお聞きます。

住民税務課長 ただいまのご質問については、今回の交付金を活用した資機材について、議案として出るのかというご質問だと思うんですけれども、ほかの給水タンクであったり、組立式サウナであったり、ドローンであったりというものにつきましては、価格が700万円以下になりますので、議案としての提出はございませんが、入札等については終わっているところであります。以上です。

2番 700万円なので、ちなみに組立て式サウナの活用方法というのは、リラクゼーションとか、災害のときに、何かリラクゼーション的な考えだったんですけれども、この活用方法については、再度お聞きしますけれども、どのような提示というか、通常の利用を考えていたのか、再度お聞きします。

議長 質問者に申し上げますが、この議案についてはシャワーと給湯器の取得についての議題でございます。以前のサウナ等々については、ちょっと逸脱しているかなと思いますが、よろしいですか。

質問を変えて何かありますか。いいですか。

8番 参考までに伺います。

ここにシャワー4基、給湯器2基というふうにありますけれども、まず、このシャワー1基幾ら、給湯器1基幾らの値段をお願いします。

議長 暫時休憩します。

午前10時39分 休憩

午前10時39分 再開

議長 会議を再開します。

住民税務課長 移動式シャワーにつきましては1基当たり350万円で、給湯器につきましては1基当たり150万円でございます。

3番 大体のイメージはつくんですけれども、移動式シャワー4基で、灯油炊き給湯器2基は、これは最高に使ったときだと思うんですけれども、2基の給湯器で4基のシャワーからお湯が出るような仕組みだと思うんですけれども、これは何かテントみたいなやつがあって、その中にシャワーがついていて、実際に使うときはどういうふうな感じで使うのか、ちょっとイメージが湧かないんですけれども、何かイラストか、そういうものがあれば、なお、分かりやすいのかなと思うんですけれども、ただ、外でシャワーをするわけではないと思いますので、その辺ちょっと教えていただければと思います。

住民税務課長 ただいまの移動式シャワーのイメージですけれども、イラストを見せることはできないんですけれども、イメージとしましては、コンテナボックスみたいなイメージで結構です。四角い箱、シャワールームというか、そういうところのものがあまして、そちらにシャワー2基当たりに1つのボイラーで動かすという中で、ひねるとシャワーが出てきて快適に体を洗い流せるというようなものでございます。

3番 コンテナというような、今説明があったんですけれども、今もあちこちにあると思うんですけれども、公衆電話ボックスのようなところの中に人間が入ってシャワーをするというふうなイメージで大丈夫ですかね。お願いします。

住民税務課長 写真をお見せできなくて残念なんですけれども、イメージとしてはそういった大きいスペースでという、イメージとしてはそういったもので結構です。

2 番 ちょっとイメージ的な、今のあれですけれども、それは手で運べるのか、それとも何か機材、ユニックとかが必要になるのか、大きさ的なもののちょっとイメージが湧かないので、何か規模が大きいような感じに聞こえてきたので、瞬時に移動できるのか、まずお聞かせください。

住民税務課長 移動式ですので、移動はできます。シャワーにつきましては約150キロ程度ですので、五、六人で持てるということを想定しています。以上です。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決いたします。議案第35号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第36号 舟形町防災力向上防災資機材（ラップ式トイレ）の取得について

議長 日程第7 議案第36号 舟形町防災力向上防災資機材（ラップ式トイレ）の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

1 番 ラップ式トイレについては知識はあまりありませんので、ちょっと参考にお聞きしますけれども、水を使わずに、排せつ物を1回ごとにラップして密閉するというような、そういうようなことをちょっと聞いておりますけれども、そういう処理方法だということをお聞きして聞いておりますけれども、実際に排せつ物をどのような方法で処分するのか、お尋ねしたいと思います。

住民税務課長 こちらのラップ式トイレにつきましては、昨年度山形県でも各市町村に2基ずつの予算で購入させたものと同じになりまして、ある程度ご存じの方もいらっしゃると思いますけれども、排せつした物の処分につきましては、先ほどお話があったように、排せつした

後に圧着密閉しまして、臭い等がないものになります。そこは、圧着する前に排せつ後、固まる凝固剤というものを入れまして固めます。圧着して、それをそのまま燃えるごみとして処分するということになります。

私どもも、実際ちょっと排せつはしていないんですけれども、温かいお茶を入れまして、凝固剤を入れてということを実際してみました。触るともちろんちょっとぬくいんですけれども、臭い等はせず清潔な状態といたしますか。ごみとして出せる状態になっていました。以上です。

1 番 分かりました。

それで、これらについての保管場所はどこになるのでしょうか。

住民税務課長 今回購入しましたラップ式トイレ28基につきましては、避難所等に指定されている7か所に1か所当たり4基ずつ、男女2つずつ使えるようにというイメージですけれども、避難所等に保管する予定でございます。以上です。

1 番 7か所の具体的な場所をお願いします。

住民税務課長 7か所の場所につきましては、長沢学習センター、舟形小学校、福祉避難所として、舟形町中央公民館、富長交流センター、農村環境改善センター、太折のリサイクルセンターもがみの7か所になります。

7 番 それでは、この数、28基という数についての積算の根拠について質問いたします。

住民税務課長 今回購入させていただいた28基の根拠になりますけれども、最初に7か所の避難所をイメージしまして、1か所に1つというのは、やはりちょっと足りない。少なくとも男性複数、女性複数ということで、複数の場合では4がいいのか6がいいのかということもございすけれども、まずは2基置いてということにしました。

昨年度の県の災害の際にも、こちらのラップ式トイレの購入の際もですけれども、大規模な地震があった場合等にも使うと、そういった場合には広域で活用する。例えば、ほかの市町村であった場合には、舟形町や大蔵村、戸沢村からそれを持っていくという想定もあったようでございますので、うちの町につきましても、全域という場合にはなかなか4基で賄っていただくんですけれども、避難所が限られた場合には、そちらに移動してということも想定しまして、最低複数の2基ずつという考えで購入したところでございます。以上です。

2 番 まず、このラップ式トイレを避難所に置くんですけれども、これを使用する場所というのは、何か囲われたところなのか、それとも水が流れない場合に使うのか、野外で使うのか、どういう想定で使用の環境になるのでしょうか。

住民税務課長 こちらの使用の場所の想定になりますけれども、現在想定しているのは、例えば何々センターであれば、1つトイレをする部屋というものを設定しようかなと思ってございます。

こちらにつきましても、先ほど3番議員からありましたイメージになりますけれども、電話ボックスのようなイメージで結構です。段ボールで囲われた一つの個室にトイレがありまして、その中で用をするというものになります。以上です。

2番 分かりました。

最近ですけれども、トイレの問題で、女性トイレと男性トイレの比率がすごく悪いということで、どこのイベントへ行っても、女子トイレがすごい行列をつくっているような形であります。そうした場合には、男性2基、女性2基という形になってしまうと、やはり女性にとってはやっぱり不足するのではないかと思います。その点は、男子1基、女子3基とかという形だったらいいんですけれども、やっぱり最近トイレ問題がちょっと話題になっていますので、昔から変わっていない女子トイレの少なさ等がありますので、その点も考慮しながら考えていただきたいなと思います。

住民税務課長 私もその報道を見ました。こちらについては、あくまでも目安ですので、避難者の性別であったり、年齢であったりというものもあるかと思います。そちらに応じて臨機応変にしていきたいなと考えてございます。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決いたします。議案第36号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第37号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長 日程第8 議案第37号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決いたします。議案第37号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時59分 休憩

午前11時01分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

日程第9 議案第38号 学習者用端末の取得について

議長 日程第9 議案第38号 学習者用端末の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決いたします。議案第38号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第10 発議第4号 議会改革特別委員会の設置

議長 日程第10 発議第4号 議会改革特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより発議第4号を採決いたします。発議第4号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

ここで、議会改革特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、議会改革特別委員会を招集いたします。

暫時休憩をいたします。

午前11時06分 休憩

午前11時17分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

議会改革特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果についてご報告をお願いいたします。

8番 正副委員長の互選結果の報告をいたします。

議会改革特別委員会で慎重審議をした結果、委員長に石山和春議員、副委員長に小国浩文議員と決定いたしましたので、報告をいたします。以上、終わります。

議長 ただいま報告ありましたように、議会改革特別委員会の委員長に石山和春議員、副委員長に小国浩文議員が選任されました。

議会改革特別委員会委員長及び副委員長の互選の報告を終わります。

ここで、文書配付のため暫時休憩をいたします。

午前11時18分 休憩

午前11時20分 再開

議長 会議を再開いたします。

ここで、本日の日程の追加についてお諮りいたします。

ただいまお手元に配付いたしました議事案件を、追加議事日程のとおり、本日の日程に追加したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、本日の日程に追加することに決定をいたしました。

追加日程第 1 閉会中の継続調査申出 議会改革特別委員会

議長 追加 1、追加日程第 1 議会改革特別委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

議会改革特別委員長から会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。議会改革特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、議会改革特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 1 1 議員派遣の件

議長 日程第11 議員派遣の件について議題といたします。

議員派遣の内容につきましては、議会事務局長より朗読をさせます。

議会事務局長 （朗読、説明省略）

議長 議員派遣についてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣につきましては原案のとおり決定をいたしました。

議長 ここで町長よりお礼の申出がありますので、お受けをいたします。

町長 令和 7 年第 2 回定例会の閉会に当たりまして、お礼の挨拶を申し上げます。

6 月 11 日から 3 日間の日程で、承認が 5 件、報告が 3 件、一般会計予算の補正が 1 件、条例の一部改正についてが 4 件、請負契約の締結が 1 件、財産の取得について 4 件、人事案件についてが 1 件、合計 19 件の案件につきまして、原案どおり可決賜りまして、心よりお礼を申し上げます。

本定例会において一般質問やご審議の中で賜りましたご指摘やご提言は真摯に受け止めまして、行政運営に努めてまいりたいと思います。

話は変わりますが、今、福岡市の小学校給食のおかずの数が空揚げ 1 個で寂し過ぎると話題になっておりますが、先日、舟形から東桜学館の中学 1 年生に入学したお父さんにお会いしたとき、町長に、舟形小学校の給食が一番おいしいと伝えてくれと、息子に頼まれたというお話を聞きました。

子供たちの記憶にしっかりと舟形の給食が刻まれていることを確認することができて、日本

一のおいしい給食、食育推進事業を進めて本当によかったと思います。改めて栄養士の先生、調理師の皆さんをはじめ、関係する町の職員に、改めて感謝をする次第であります。

さて、議員各位におかれましては、梅雨の季節となりますので、健康にはくれぐれもご留意いただきまして、舟形町発展のため、特段のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。3日間、本当にご苦労さまでございました。

議長 これで本日の日程は全て終了いたしました。

以上で会議を閉じます。

令和7年第2回舟形町議会定例会を閉会いたします。

3日間にわたる慎重審議、お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午前11時28分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 斎 藤 好 彦

署 名 議 員 伊 藤 廣 好

署 名 議 員 小 国 浩 文